

「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し（素案）」についての パブリックコメント実施結果

- ご協力ありがとうございました。 -

- 1 募集期間 平成26年8月19日（火）～ 平成26年9月18日（木）
- 2 意見の件数 145件
- 3 意見提出者数 28人、3団体
- 4 内容別の意見件数

項 目	件 数
全般に関する意見	11件
1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とはに関する意見	2件
2 平成23年度から平成25年度までの振り返りに関する意見	10件
3 基本構想の中間見直しに向けた課題に関する意見	4件
4 基本構想の中間見直しに係る基本的な考え方に関する意見	8件
5 基礎的情報の更新に関する意見	2件
6 中間見直しの3つの視点を踏まえた新たな方向性に関する意見	8件
7 基本構想の見直し素案に関する意見	78件
8 基本構想におけるまちづくりの目標体系図に関する意見	0件
9 指標の修正・追加に関する意見	9件
パブリックコメントの実施に関する意見	8件
その他の意見	5件
合 計	145件

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市企画部 企画経営課 企画経営担当
電 話：0467-82-1111（代表）
Eメール：kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

全般に関する意見(11件)

(意見1)

基本構想なので全体像としてはわかるが、具体的な事例が見えてこない。今後の実施計画で検討していくと思うが、個別のワーキングで進めていくのか。例えば、教育関連は学校教育(教育委員会)、小・中・高と生涯学習(成人・社会人)のコラボ的意見、教育者だけでカリキュラムは偏った受験(塾(学習))体制になると思う。

(市の考え方)

総合計画基本構想(以下、「基本構想」という。)はまちづくりの大きな方向性を示すものであり、具体的な課題解決を図るための事業展開については、計画期間を3か年とする総合計画実施計画(以下、「実施計画」という。)策定の中でしっかりと検討・実施していきます。また、平成27年度の第3次実施計画策定に際しては、政策共通認識に関する検討や政策領域を超えた会議など部局を超えた議論ができる仕組みを取り入れます。

また、ご意見にあります学校教育と生涯学習の連携については、各課ごとに事業を実施するのではなく、共通の課題や認識を持ち、幅広い連携を行うことで、子どもから高齢者まであらゆる世代の方にとって、生涯を通じた生きがいづくりにつながるものと考えています。

今後も、関係機関との連携を深め、事業のさらなる充実に向け取り組みを進めます。

(意見2)

あらゆる分野での検討が展開されている様子で市民としては心強い次第です。今後とも基本構想に係る事項に従って、強力に進めて行くことを願っております。但し、あまり手を広げ総花的にならず重要課題を中心に着実に行動計画を立て進めることを望むところです。

(市の考え方)

基本構想はまちづくりの大きな方向性を示すものであり、具体的な課題解決を図るための事業展開については、計画期間を3か年とする実施計画で検討・実施することとしています。

今回の中間見直しでは、基本構想策定後の社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題への適確な取り組みを実施するため、①安全・安心なまちづくりの強化、②急速な少子高齢化への対応、③地方分権の更なる進展への対応の3つの視点を持って見直しを進めてきました。今後についても、平成27年度の第3次実施計画策定時において、この3つの視点に基づく事業を重点に、政策・施策展開に取り組むことを検討していくものと考えています。

（意見3）

今後とも市民の協力を得て埋れた力を利用した市民参加型の行政運営を進めては如何かと思料されます。

（市の考え方）

基本構想に位置づけられた「新しい公共の形成」「行政経営の展開」を実現するため、自治基本条例及び市民参加条例の趣旨を踏まえ、市民参加の機会を設定し、ご意見をいただくとともに、地域の課題解決に向けて、今まで以上に携わっていただくなど、市民の皆さまのお力を借りながら、より良い市政運営に努めます。

（意見4）

意見交換会では、防災とか、交通事故とか、個人情報とか、全体に「守る」現状をどうするかという視点が多かったと思います。また、文化とか、ハワイとの姉妹都市とか、明るく「せめる」という意見がありました。

今後、少子高齢化、さらに人口減が予想されているところで、もっと積極的にシティプロモーションの視点があってよいかと思います。茅ヶ崎の魅力を増やして、外から人がやってくる住む人を増やしていくことです。

（市の考え方）

本市では、これまでも観光資源を活用したさまざまな取り組みを行っていますが、地域特有の観光資源だけでなく、文化・歴史・自然など、本市が持つ有形・無形の地域資源を、保全・活用するとともに、まちの魅力を向上させ、まちを愛する人々を増やしていくための取り組みを実施しています。

また、子育て層が住みやすく、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりとして豊かな長寿社会に向けたまちづくりを進めるなどまちの魅力向上のための新たな取り組みも進めているところです。

ご意見いただきましたように、少子高齢化や人口減少が予測される中、本市の特徴的な取り組みや魅力を内外に積極的に発信していく、シティプロモーションの考え方も視野に入れながら、第3次実施計画の策定に取り組み、具体的な事業展開の検討を進めます。

（意見5）

私はこのたびの“総合計画見直し（案）”に初めて接したこともあり、通読しての全体的な感想となりますが、本事業の中間評価に基づく改善・整備と文章校正の整理など更なる精査向上を念願申し上げます。

1. 「総合計画基本構想」の項目索引への利便性改善への提言

この種の計画書は、通読を目的とした説明書ではなく、政策のマニュアル辞書として政策項目毎の情報周知活用や進捗管理のための台帳的機能がありますので、政策体系と索引がわかりやすことが求められます。そのためには目次ページの政策目標と施策目標の表出が必要ですから、“8 基本構想のまちづくりの目標体系図”は、目次ページ“

1 茅ヶ崎市総合構想とは”に織り込んだ説明文に改訂を進言します。

2. 茅ヶ崎まちづくりへの市民参画

今回の“総合計画基本構想の中間見直し”にあつて、行政環境の変化や最適化に基づく見直しの必要性は、ある程度理解できることではありますが、その指標名や評価値にあつて、行政執行面での市民参加や市民満足度評価値を加えて、“一人一人の思いがかなう”茅ヶ崎まちづくりへの嚆矢（こうし）を期待致します。

3. ニーズに合った多様な将来像を目指して

今回の中間見直し（案）にあつてその“見直し理由”に、
～急速な少子高齢化の進展により、茅ヶ崎市は人口を誘導するような特別な施策は行わないため、市の人口は減少に転ずると予測されている～
としてかなりの「施策項目」項目に、“少子高齢化の視点”からの見直しが織り込まれています。かの松風台・鶴が台の成熟社会化はともかく、横浜戸塚区や横須賀市での丘陵崖地の宅地開発が限度となり、当時茅ヶ崎が見直されていると聞き、道路網の整備と相まって西部新築住宅地での、子ども人口増加が期待される政策（政策目標1）を織り込まれることを願つての感想とします。

（市の考え方）

基本構想改訂版については、基本構想の中間見直しにおいては、平成26年12月に予定している市議会において議案を提案し、議決を受けた後、計画冊子を作成する予定です。その中で、いただいたご意見を参考に作成作業を進めていきます。

政策・施策目標の進行管理として、26年度は基本構想の中間見直しにあわせ、6月に政策評価・施策評価を一体的に実施し、その評価においては、公募の市民も含めた総合計画審議会と行政改革推進委員会の合同会議で、その評価を実施しています。また、その政策評価・施策評価に先立ち、市民満足度調査を実施し、それぞれの結果について必要なものについては、基本構想の中間見直しに反映させています。

最後に、これからの茅ヶ崎を考えるうえで、市内において子どもの総数を増やすことは、とても重要なことであると考えています。そのため、子どもを産み育てやすい環境の整備促進に取り組んでいますが、ご意見にあります市内西部地域だけでなく、全市的なバランスも考慮する必要があると考えられます。具体的な事業に関しては、27年度に策定する第3次実施計画の中で検討していきます。

（意見6）

市の総合計画について、中長期計画の推進・取組みの過程で、このように「基本構想」を中間で見直しを確実に実行することは、制度とともにその実行性を高く評価します。

ただ、難しいと思いますが、基本構想、まちづくりの基本理念、政策目標、施策目標を体系的に理解している市民はもとより、市の職員でも少ないのでは思われます。（用語が似ているだけに）

（市の考え方）

基本構想は、本市におけるまちづくりの大きな方向性を示し、10年間の総合的かつ計

画的な行政運営の指針を定めたものであり、その実現に向けた目標（政策・施策）を体系的に整理しています。また、このまちづくりの目標体系と組織（部門・課）を連動させ、政策・施策の実行責任を明確にし、目標達成に向けて取り組んでいるところです。

基本構想の周知については、今後の第3次実施計画策定の機会を捉えて、市民の皆さまにその概要等をお伝えするとともに、職員に対しても、実施計画の策定時に再度意識づけを行います。

（意見7）

「1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とは」「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」では、様々な言葉で「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」の必要性が挙げられておりますが、その行政運営の根本の考え方である「市民自治」、自治基本条例に則った行政運営が基本である点は、どこにも記載されておられません。民営化の場合の検討過程や施策内容に踏み込んだ行革が行われ、市民を無視した、将来に禍根を残すシステムの採用や目先の財源のための施策が横行しないためには、自治基本条例にのっとり行政運営、特に市民との情報共有、市民参加を基本とし、市長の責務、職員の責務を念頭に推進してほしいと考えます。

（市の考え方）

茅ヶ崎市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という。）第18条には、基本構想は自治基本条例の趣旨にのっとり定められなければならない旨が規定されています。現在の基本構想及び実施計画についても、自治基本条例にのっとり策定され、推進されていると認識しています。

事業実施の際には、情報共有や市民参加を基本としながら、適切な手法を選択し、市の責務を果たしていきます。

（意見8）

全体的に「きれいな言葉」でまとめてあるが、具体性を欠く計画になっている。将来像のキャッチフレーズ等は中身を十分言い尽くしていない。市民憲章と勘違いしていませんか？

（市の考え方）

基本構想は、本市のまちづくりの大きな方向性を示すものであり、10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として定めているものです。具体性を欠く計画になっているとのご指摘ですが、この基本構想に定めた目標を達成するための具体的な事業展開については、計画期間を3か年とする実施計画で位置づけることとしています。

また、本市の「市民憲章」は、市民の愛市精神と市民意識の向上を図るため、市政施行20周年を記念して、昭和42年10月に制定したものです。この市民憲章は、市民公募により文案を作成し、市民だれもが理解でき、かつ生活の中の「合言葉」として言いやすいものであることを第一条件とし、美しい自然を誇り、これを堅持する中で、市の発展を担う人間像、理想像を強調したものです。一方、基本構想の将来の都市像は、多くの市民の皆さまの参画のもと市議会での検討も行いながら3か年の歳月をかけて策定した基本構想において、20年～30年先を見据えた望ましい都市像を定めたものです。

(意見 9)

「行政経営の展開」は当たり前なことでは軸には似合わない。

(市の考え方)

「行政経営の展開」については、急速な少子高齢化の進展や厳しい財政状況の見通しの中、安定した市民サービスを提供し続けることが難しくなってくるなど、地方自治をとりまく環境が大きく変化してきており、行政運営のあり方についても、大きな転換が求められているという問題意識のもと、「新しい公共の形成」とともに、基本構想において、市政の軸と位置づけ、行政運営の転換を図り、計画の推進に取り組んでいます。

今回の基本構想の中間見直しにおいては、基本構想策定後の社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題への適確な取り組みを実施するため、①安全・安心なまちづくりの強化、②急速な少子高齢化への対応、③地方分権の更なる進展への対応といった3つの見直しの視点から見直しを実施しましたが、引き続き、計画の前提である「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」による行政運営の転換を図っていきます。

(意見 10)

基本理念の柱が入り混じってわかりづらい。

(市の考え方)

基本構想において、20年から30年先の将来を見据えて、本市が目指すべき将来の都市像を、「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」を定めています。この都市像の実現に向けた政策展開の基本的指針として、「ひとづくり」、「地域づくり」、「暮らしづくり」、「まちづくり」、「行政経営」の5つをまちづくりの基本理念として位置づけるとともに、基本理念の達成に向けて目指す政策目標と政策目標達成のために目指す施策目標を位置づけたまちづくりの目標体系と市の組織と連動させることにより、政策・施策の実行責任を明確化しています。

(意見 11)

短期間で基本構想の見直しができないのは逃げである。

(市の考え方)

基本構想は、中長期的な展望に基づき、本市の将来に向かって進むべき方向性を、多くの市民の皆さまの参画のもと市議会での検討も行いながら、3か年の歳月をかけ策定したものです。そのため、市政運営の継続性や一貫性の観点から、短期間にその方向性を大きく変更するべきでないと考えます。今回の基本構想の中間見直しについては、その策定時から中間年に見直しを行うこととしていたことに加え、基本構想策定後の社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題へ適確に対応するため、①安全・安心なまちづくりの強化、②急速な少子高齢化への対応、③地方分権の更なる進展への対応の3つの視点を持って、基本構想の中間見直しを行ったものです。

1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とはに関する意見（2件）

（意見12）

1 ページ「1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とは」（以下、「総合計画」）において、総合計画が茅ヶ崎市自治基本条例（以下、「自治基本条例」）にのっとり策定されたことを加筆し、併せて素案全体について整合性を考慮し必要な修正を行ってください。

（理由）

自治基本条例は、総合計画について次のように定めています。

（総合計画等）

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

このように総合計画策定及び改定の根拠が自治基本条例第18条にあることは明確です。したがって法律による行政の原理を遵守する観点から総合計画と自治基本条例の関係を正しく位置づける必要があると考えます。

（市の考え方）

ご意見にあります1ページの「1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とは」においては、「基本構想はどんなものなのか」といった基本構想の内容やその特徴などについて、できるだけわかりやすくまとめた内容としています。そのため、基本構想の法的根拠や策定に必要とされる手続きなどについては、記述していません。

基本構想策定の法的根拠については、地方自治法第2条第4項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定に基づき、平成21年12月に市議会の議決を受け、策定したのですが、23年法律第35号の地方自治法の一部改正により、同法第2条第4項が削除され、市町村における基本構想策定の法的根拠が失われました。しかしながら、本市においては、22年4月施行の自治基本条例の第18条において、基本構想の策定について定めていることから、同条文を根拠として、現在の基本構想についても、自治基本条例に趣旨を踏まえ策定し、推進しているものであり、今回の基本構想の中間見直しについても、同条例を踏まえ、進めたものです。

なお、自治基本条例の理念にのっとり市政運営の基本的な取り組みをさらに推進す

るため、施策目標 60 の施策のねらいに、「自治基本条例の更なる推進」を新たに追加しました。

(意見 13)

「1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とは(1ページ)」のなかに「基本構想の推進にあたっては、複雑・多様化する市民ニーズへの的確な対応…」とあります。「複雑・多様化する市民ニーズ」とは、どういうことかはっきりしてください。茅ヶ崎市の文書によく出ます。単に「新しい公共」と結びつけるための枕詞のようです。

自治基本条例には、「市政に関する情報を市民に分かりやすく」となっています。茅ヶ崎市では、「総合計画」を市政運営の基本としているのに抽象的なフレーズを多いと感じます。わたしのような市民にも理解できるようお願いします。

(市の考え方)

社会構造の変化やライフスタイルの多様化、健康志向や防災意識の高まりなどに伴うさまざまな価値観や考え方にに基づき、市にいただくご意見やご要望も多様化しています。本市では、そのような状況を「市民ニーズが複雑・多様化している」と捉えています。

こうした中で、これまでのような画一的な行政サービスを提供するだけでは、市民サービスを向上させ、市民満足度を高めていくことは難しいと考えています。

また、市民サービスを量的にも質的にも担保し、向上させるためには、民間事業者やNPO等の民間活力を活用していくことが重要であり、「複雑・多様化する市民ニーズ」に答えていくためには、これまで以上に公民連携を推進し、事業実施主体を最適化することが必要であり、その結果として「新しい公共」の形成が図られると考えています。

2 平成23年度から平成25年度までの振り返りに関する意見(10件)

(意見 14)

「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の中の文章の一部にわかりにくい部分があり、何か所に誤植も見られる。

誤植や文面修正が必要と思われるもの(修正文のみを記述)

1. 4ページ 11行目 「各年度に実施する・・・」
2. 5ページ 下から11行目 「プラスチック製容器包装・・・」
下から7行目 「・・・自主防衛組織が行うそれぞれの地域特性に応じたマニュアルの作成に対する支援に取り組んで・・・」
3. 6ページ 3行目 「応急的な活動を促すため、また・・・」

(市の考え方)

誤字・脱字については、ご指摘いただいた箇所とともに全体的に修正しました。

6ページの3行目のご指摘については、応急的な活動の促しが救命率の向上につながる趣旨の文章であるため、修正は行いません。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
<p>4 ページ</p> <p>「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念1 学び合い 育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとつづくり』」の文中</p> <p>(略)・・・各年度に実施する予定の工事は、これまですべて予定どおり進んでいるため、現時点では、中間値と目標値を達成できるものと見込んでいます。</p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>4 ページ</p> <p>「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念1 学び合い 育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとつづくり』」の文中</p> <p>(略)・・・各年度の実施する予定の工事は、これまですべて予定どおり進んでいるため、現時点では、中間値と目標値を達成できるものと見込んでいます。</p> <p>・・・(略)・・・</p>

修 正 後	修 正 前
<p>5 ページ</p> <p>「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり』」の文中</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>環境・資源分野では、プラスチック製容器包装や廃食用油など新たな分別化を進めてきましたが、今後は剪定枝の資源化といった更なる分別の推進を図るとともに、情報発信の強化、環境教育の充実化により環境に配慮した活動を促進し、リサイクル率の向上やCO₂排出量の削減を図ります。</p> <p>安全・安心分野では、地域防災の中心的役割を担う自主防災組織がそれぞれの地域特性に応じたマニュアル作成に対する支援に取り組んできました。今後も地域の主体的な防災活動を支援し、地域防災力の強化を図ります。</p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>5 ページ</p> <p>「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり』」の文中</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>環境・資源分野では、プラスチック製容器包装や廃食用油など新たな分別化を進めてきましたが、今後は剪定枝の資源化といった更なる分別の推進を図るとともに、情報発信の強化、環境教育の充実化により環境に配慮した活動を促進し、リサイクル率の向上やCO₂排出量の削減を図ります。</p> <p>安全・安心分野では、地域防災の中心的役割を担う自主防災組織がそれぞれの地域特性に応じたマニュアル作成の_____支援に取り組んできました。今後も地域の主体的な防災活動を支援し、地域防災力の強化を図ります。</p> <p>・・・(略)・・・</p>

(意見 15)

「(2) 政策目標の達成状況について」の中の「待機児童の解消には至っていない状況です」(3 ページ)とありますが、どのように取り組み、その結果がどうようになったかを書いてください。全体を読めばわかると言わないでください。同じように「特定健康診断の実施率は上がっていない状況です」とあります。なぜ実施率があがらないか、分析し、書いてください。

(市の考え方)

本市では、待機児童の解消に向けてさまざまな取り組みを実施してきました。平成 21 年 4 月時点の待機児童数は 143 人で、認可保育園数は 20 園、定員 1890 人となっていました。認可保育園の新設や増改築により、その数は 26 年 4 月において、認可保育園は 29 園、定員 2604 人となっています。定員が 714 人増えたことにより入園児童数は増加していますが、新規保育園の開設が潜在的な保育需要の喚起につながっていると考えられ、待機児童数は 26 年 4 月において 140 人となっており、解消には至っていない状況となっています。

また、特定健診の実施率については、20 年度から現在の集計方法で実施率を算出していますが、35%付近で推移しており、ほぼ横ばいとなっている状況です。そのため、24 年度に被保険者を対象としたアンケートを実施したところ、特定健康診査を受診しない理由については、特に理由がない、今まで受けたことがない、通院・入院中だったなどが多くを占めていました。また、受診率が最も低い年代は 40 歳から 59 歳までの勤労世代であったため、健診の PR 方法について工夫を行うとともに、受診勧奨はがきの送付や電話による受診勧奨を実施しました。その結果、23 年度に 34.6%であった実施率は、25 年度は 35.4%となり増加傾向にあると考えています。

今後についても、25 年度に策定した第 2 期特定健康診査等実施計画に基づき、実施率の向上に向けた取り組みを実施していきます。

ご意見をいただきました「(2) 政策目標の達成状況について」では、基本構想策定時に設定したそれぞれの政策目標の中間値に対する達成状況について、実績値を示しながら現状や今後の方向性などを説明しており、指標の分析や課題解決に向けた具体的な内容等については、第 3 次実施計画において検討します。

なお、文章の表現については、待機児童の解消に至っていない原因としては、潜在的な保育需要の喚起だけではないと考えるため、一部見直しました。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
3 ページ 「2 平成 23 年度から平成 25 年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念 1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひと	3 ページ 「2 平成 23 年度から平成 25 年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念 1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひと

<p>づくり』」の文中</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>子育て分野では、新規保育園の開設等により入園児童数は増加しているものの、潜在的な保育需要が喚起されたこと<u>など</u>により待機児童の解消には至っていない状況です。今後は、「(仮称)茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、総合的、計画的に量的な施設整備と良質な保育の提供に取り組みます。</p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>づくり』」の文中</p> <p>・・・(略)・・・</p> <p>子育て分野では、新規保育園の開設等により入園児童数は増加しているものの、潜在的な保育需要が喚起されたこと<u> </u>により待機児童の解消には至っていない状況です。今後は、「(仮称)茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、総合的、計画的に量的な施設整備と良質な保育の提供に取り組みます。</p> <p>・・・(略)・・・</p>
--	--

(意見 16)

「基本理念5 一人一人の思いが調和し未来をひらく 行政経営」の中の、8ページについて「平成26年度市民満足度」の調査結果から、「『自宅周辺生活道路の安全性・快適性』、『多様なニーズに合わせた保育サービス』、『計画的で、透明性が高い健全な財政運営』などの満足度が低い状況です」と記載されています。なぜ、低いのか分析がありません。分析し、なぜこうした調査結果になったかを、市民に平成26年度市民満足度調査明らかなし、その対策を書いてください。(この結果は、広報ちがさきに出していましたか。「平成26年度市民満足度調査」という項目で検索しました。該当なしでした。ヤフーでは検索されました。ただちに茅ヶ崎市の検索システムを変えてください)

(市の考え方)

『自宅周辺生活道路の安全性・快適性』については、歩道の設置を計画的に進めるなど道路環境の向上を図っているところですが、狭あい道路の拡幅などの課題があります。今後は、計画的な道路整備を進めるとともに、建築に伴う後退用地を取得し、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行い、狭あい道路の解消を図っていきます。

『多様なニーズに合わせた保育サービス』については、新規保育園の開設により入園児童数は増加していますが、潜在的な保育需要が喚起されたことなどにより待機児童の解消には至っていないことなどの課題があります。今後は、関係計画を整備し、量的な施設整備と質的な保育の提供に取り組みます。

『計画的で、透明性が高い健全な財政運営』については、事業の選択と集中を行いながら健全な行財政運営を行っているところですが、今後も健全な行財政運営を維持するとともに、わかりやすく公表など透明性の確保に努めていきます。

市ホームページについては、平成26年11月にリニューアルを予定しており、全ページスマートフォン対応や「子育て」、「高齢者」関係のバナーをトップページに設ける等、これまで以上に「みやすさ」や「わかりやすさ」に配慮したページ構成となる予定です。

なお、ご意見にありますホームページの検索機能については、検索可能なキーワードを随時増やしていくとともに、ページのタイトルや内容以外にも担当課のカテゴリ等で絞り込み検索ができるようになっていきますので、引き続き幅広い関連キーワードで検索ができるよう魅力あるページづくりを心がけていきます。

(意見 17)

8 ページの中に、「また、様々な情報発信手段の活用を積極的に検討し、市民に情報発信の強化を図ります」とあります。まず、「広報ちがさき」は、行政の情報発信としては不適切で、市民に必要な情報が届いていません。広報ちがさきが市民に情報が届けられる内容にしたのち、広報ちがさきと茅ヶ崎市のホームページ（HP）をリンクしてください。広報ちがさきに記事を書き、詳細はHPをみてくださいと関連づけるという意味です。その程度のことをしないと、情報発信の第1歩になりません。

(市の考え方)

ご意見をいただきました広報ちがさきについては、平成 26 年度からカラー号を増加するとともに、防災や市民活動等の連載コーナーを開始したところです。また、行政の情報をわかりやすく、そして手に取って気軽に読んでいただけるように表紙や裏表紙については、可能な限り文字を減らし、写真やイラストを多く用い、親しみや興味をもってもらえるようなデザインとなるよう心がけています。

また、現在、広報ちがさきに掲載した内容については、市ホームページやケーブルテレビ放送等、他の広報媒体を幅広く活用しながら、それぞれのツールの強みを生かすメディアミックスによる情報発信を実施しているところです。

今後についても、情報の導入及び受け皿となるメディアを常に意識しながら、複数メディアを同時に連動させることで、効果的な情報発信を実施していきます。

(意見 18)

8 ページの中に、「選挙分野では…、若年層に対する意識高揚を図るために進めます」とあります。これは、あまりにも安易な表現です。若年層に限らず、選挙に対する市民の関心は高くないと思われます。どのように具体的に投票率を上げるかを書いてください。(そこまで書くスペースがないと言わないでください。対応策がまとまっておれば、短い文でも可能です)

(市の考え方)

ご指摘のとおり、若年層の投票率の低さほどではありませんが、他の年齢層においても全体的に投票率は低迷しており、投票率の向上や政治的無関心の解消は喫緊の課題であると認識しています。

ご指摘を踏まえ、投票率向上に向け、記述を見直しました。

なお、ご意見をいただきました 2 ページ以降の「(2) 政策目標の達成状況について」では、基本構想策定時に設定したそれぞれの政策目標の中間値に対する達成状況について、実績値を示しながら現状と今後の方向性などを説明しているもので、指標の分析や課題解決に向けた具体的な内容等については、第 3 次実施計画において検討します。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
<p>8 ページ</p> <p>「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営』」の文中</p> <p>「基本理念5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営」 <u>選挙分野では、若年層から高齢者層まであらゆる世代が投票しやすい投票環境の整備や効果的な啓発活動により投票率の向上を図ります。特に、若年層に対する意識高揚を図るための取り組みを進めます。</u></p>	<p>8 ページ</p> <p>「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の「(2) 政策目標の達成状況について」の「『基本理念5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営』」の文中</p> <p>「基本理念5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営」 選挙分野では、_____</p> <hr/> <p>_____効果的な啓発活動により投票率の向上を図ります。特に、若年層に対する意識高揚を図るための取り組みを進めます。</p>

(意見 19)

「(2) 政策目標達成状況について」の企画分野に記載された平成26年度実施の市民満足度調査については、総合計画審議会で配布された平成24年度の調査結果(速報版)のように、ここに指摘した事項以外の全調査結果を巻末に掲載した方がよい。

(市の考え方)

基本構想の中間見直しについては、12月に予定している市議会に議案を提案し、議決を受けた後、基本構想改訂版として、計画冊子を作成する予定としています。いただいたご意見については、その中で検討していきます。

(意見 20)

「2 平成23年度から平成25年度までの振り返り」の(3) 政策共通認識については、チェックをすることだけでなく、どのような基本的考え方が必要なのか、全ての職員、特に管理職員のチェック能力の向上をしなければ、何の役にも立たないと思います。5つの基本理念を推進するための前提となる政策共通認識ですので、もう少しチェック機能の制度を高める具体的な施策を示して下さい。

(市の考え方)

ご意見にありますように、政策共通認識はまちづくりの基本理念を具体的に進める際に前提となる認識となっており、3か年の事業計画である実施計画策定時の事業要求書の作成にあたり、すべての事務事業について、政策共通認識への配慮事項を記入することとしています。また、5つの政策共通認識に関連する関係課の職員で構成する「政策共通認識検討チーム」において、その配慮内容が適切であるかなど、再度確認を行い、

必要に応じて事業主管課と個別に調整を行うなどのチェックを行い、各課の事務事業が5つの政策共通認識を念頭に置いた事業となるよう領域を超えた確認を行っています。

また、政策共通認識に対する検証等の必要性については認識しており、今後課題解消に向けた具体的な方策について検討を進めます。

(意見 21)

8ページ「(3) 政策共通認識について」の振り返りを読んで感じたことですが、「政策共通認識はすべての政策・施策に取り組むうえで前提となる認識」とあるにもかかわらず、それぞれの政策領域又は施策領域を所管する取り組みを主に振り返られているように思えます。共通認識とした目的はなんだったのでしょうか。例えば、『共生社会』で『「ちがさき男女共同参画推進プラン」を定め』やいじめの問題に教育部局と子ども育成部局が取り組んだや、『環境』で『環境の保全と創造を図るため、「環境基本計画(2011年版)を策定し・・・』などを始め、『協働』『生涯学習』『安全・安心』も、その領域における施策の取り組みを振り返っており、他の政策・施策の領域において、政策共通認識を確認しつつ、領域を超えてどう取り組んだのかが見えません。『政策目標を超えた幅広い連携に取り組んできました』とありますが、先に述べたようにほぼその領域の取り組みであり、具体的にどのような取り組みが政策共通認識を確認しながら施策や事業がなされたのでしょうか。いくつか例を挙げていただきたいものです。

(市の考え方)

ご意見にありますように、政策共通認識はまちづくりの基本理念を具体的に進める際に前提となる認識となっており、3か年の事業計画である実施計画策定時の事業要求書の作成にあたり、すべての事務事業について、政策共通認識への配慮事項を記入することとしています。また、5つの政策共通認識に関連する関係課の職員で構成する「政策共通認識検討チーム」において、その配慮内容が適切であるかなど、再度確認を行い、必要に応じて事業主管課と個別に調整を行うなどのチェックを行い、各課の事務事業が5つの政策共通認識を念頭に置いた事業となるよう、政策領域を超えた連携を行っています。

(意見 22)

『生涯学習』の視点で気になることがあります。文部科学省によれば、『「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられたり、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります』と説明されています。また、平成18年改正の教育基本法第3条では、新たに「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされました。国民の一人一人すなわち茅ヶ崎市でいえば、市民一人一人に学習の機会を保障すること、それは、総合計画で述べている

範囲の領域での活動による生涯学習だけではなく、家庭教育、学校教育、社会教育も含まれ、そうした人格形成といった教育を受ける権利を保証していくことが求められているわけですが、この総合計画での生涯学習のとらえ方では、学びとは何なのかの説明がされていません。政策共通認識として、生涯にわたる人格形成ということが認識されてこそ、生涯学習の大切さを全ての領域で確認することができるのではないのでしょうか。そうした認識がないと、『高齢者の生きがい』や『地域活動の担い手として期待される高齢者』といった発想に止まってしまうのではないのでしょうか。

(市の考え方)

いただいたご意見のとおり、あらゆる機会にあらゆる場所において学習ができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が求められており、「生涯学習」は、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習も含んだ包括的な概念です。

総合計画においては、ひとづくりの政策領域の中の関係各課との連携はもとより、政策領域を超えた各課とともに、誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、学習成果を生かすことができ、生涯学習を身近に感じることができる社会の実現を目指して取り組んでいます。

生涯学習の施策の推進にあたっては、さまざまな世代が交流し、ご意見のとおり、政策共通認識の「生涯学習」がひとづくりの大切な要素であることがより一層認識され、生涯学習の振興に寄与するよう努めます。

(意見 23)

貧困による教育格差も大きな社会的な課題です。学習する権利は子どもたちにもあるわけで、急速な少子高齢化を、子どもを大切にしないで迎え入れることができるのでしょうか。「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」とした都市像を具現化できるのでしょうか。生涯学習という視点はとても大切ですが、この中には子どもたちも含まれていることを忘れないで欲しいと思います。

(市の考え方)

平成 23 年度を初年度とする基本構想に位置づけた政策共通認識において、「生涯学習」の視点は、「人々が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、働くこと、子育て、スポーツ、地域福祉など生涯を通じてさまざまな分野で学び、学習の成果を生かす場があり、関わっていくことが重要」としてしています。その上で、24年3月に策定した「茅ヶ崎市文化生涯学習プラン」においては、市長部局と教育委員会との連携・協力を含め、全庁的に文化生涯学習行政に取り組むこととし、総合計画を支える個別計画として、具体的な事業の実施に取り組んでいます。

3 基本構想の中間見直しに向けた課題に関する意見(4件)

(意見 24)

「3 基本構想の中間見直しに向けた課題」の中では、最近の集中豪雨、土砂災害や

溢水への対応も考慮された方が良いのではないか。

(市の考え方)

「3 基本構想の中間見直しに向けた課題」では、基本構想策定後に、社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題により、新たに対応しなければいけなくなった課題について、記述しているものです。ご意見にあります集中豪雨による災害等に対する課題認識については、現在の基本構想の策定時においても認識しているところであり、今回の基本構想の中間見直しにおいても、安全・安心なまちづくりを進めるうえで重要な課題として捉えています。

(意見 25)

11 ページにおいて、総合計画見直しが必要となった重大な社会問題として東日本大震災と併せて、同時的に起こった福島第一原子力発電所の原子炉事故を位置づけてください。

(理由)

福島第一原発事故は、エネルギー、環境、健康等に関わる深刻な社会問題をもたらし、市民生活及び自治体運営のあり方の再検討が求められる状況となりました。したがって、この問題をしっかり位置づけ、併せて必要な施策について加筆する必要があると考えます。

(意見 26)

「3 基本構想の中間見直しに向けた課題」のなかで、11 ページに、東日本大震災の記述がありますが、福島第1原発についても記述してください。そして、茅ヶ崎市周辺や近辺の原発についても記述をお願いします。また、神奈川県内にある「研究用原子炉と核燃料物資を取り扱う企業・研究機関」についてもふれてください。

(市の考え方)

平成23年3月に発生した東日本大震災は、行政だけではなく市民にとっても、防災・減災に対する考え方やその対応について、多くの教訓を示し、本市においても、「茅ヶ崎市防災対策強化実行計画」を策定し、これまで防災対策の取り組みを再確認し、504の取り組みについて位置づけをし、防災体制の強化に優先的に取り組んできました。

ご意見にあります福島第一原子力発電所の原子炉事故については、東日本大震災に関連する事故として捉えており、基本構想の見直し素案に具体的な記述はしていませんが、具体的な放射性物質災害対策については、25年9月に制定した地域防災計画の特殊災害対策計画に位置づけています。

(意見 27)

「3 基本構想の中間見直しに向けた課題」のなかで、11 ページに「少子高齢化」が出ていますが、特に少子化についての取り組みが「よく見えません」。茅ヶ崎市では、どのように取り組み、ここが問題などを明らかにし、市民の中で議論できる状況をつく

ってください。

(市の考え方)

本市では、平成 27 年度からの子ども子育て支援法の本格施行に向け、現在「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めており、この計画に基づき取り組む施策の準備を進めています。その策定にあたっては、子育て家庭の実情やニーズを反映するため、25 年度にアンケート調査を実施したほか、市民討議会や意見交換会のご意見等を踏まえるとともに、茅ヶ崎市子ども子育て会議においても審議していただいています。また、パブリックコメントの実施や今後も多くの市民の皆さまのご意見をいただきながら計画策定に取り組み、子育て支援施策に取り組んでいきます。

4 基本構想の中間見直しに係る基本的な考え方に関する意見（8 件）

(意見 28)

高齢化や災害や財政の硬直化といった大きな状況変化の中で、この際構想は抜本的に改める時期である。

(意見 29)

「総合計画」は茅ヶ崎行政の基本となる非常に重要なものだと思います。このように立派な「総合計画」が制定された事は、茅ヶ崎は進んだ都市であり市民にとっても喜ばしいことだと思います。しかし、いくら立派な計画であってもこれが計画だけに終わり、「絵に描いた餅」になってはなりません。計画は実行されてこそ計画が生きるのです。そこで今回「茅ヶ崎市総合計画基本構想」の中間見直しに際して、もう一度行政としても何を優先的に実行すべきかを検討して、実行しなくてはいけないと思います。

(意見 30)

10 年総合計画の政策・施策目標を定めた「基本構想」を、直近 3 年の実績や社会変化等を踏まえて見直すとの観点からは、概ね妥当な内容と思われる。

(意見 31)

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災や近年の日本各地での豪雨災害などの自然災害への対策、さらに地方自治法の一部改正や地方分権一括法の改正に伴う権限移譲の進展、また、ますます進む少子高齢化などの社会変化に対応した今回の基本構想の見直しは、「安全安心の更なる強化」「急速な少子高齢化への対応」「地方分権の更なる進展への対応」の 3 つの視点から、政策目標や施策目標の見直しが行われ、一部追加や統合などが行われていることは適宜を得た適切な対応と思う。

(市の考え方)

今回の基本構想の中間見直しでは、基本構想策定後の社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題への適確な取り組みを実施するため、次の 3 つの視点を持って見直しを進めてきました。①安全・安心なまちづくりの強化、②急速な少子高齢化への対応、

③地方分権の更なる進展への対応の3つの視点に基づいた政策・施策展開に取り組むこととし、第3次実施計画策定時には、この3つの視点に基づく事業を重点に検討していきます。

(意見 32)

この所の、為替円安相場の進行に伴う日本経済の将来展望の話題から、各種経営組織の対策ニュースを見ていて想起したことですが、このたびの基本構想中間見直しに係る基本的な考え方として、“安全・安心なまちづくり”と“地方分権の更なる進展への対応”に加えて、“急速な少子高齢化への対応”が提起されており、今回の見直し70項目中23項目が掲げられていて、その対策・対応策に格別な関心をもって拝見させていただきました。

しかしながら、率直な感想としては、“豊かな長寿社会に向けた取組みの推進”

～長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会を支える仕組みを構築し、その戦略的な展開を図ります～ (49 ページ)

と記された改訂項目に述べられるごとく、見直し展望構想の文言が見られません。むしろ政策分野としての育児・保健・福祉向け(8項目)と、地域交流・連携体制構築での改善を目指す行政施策面となっています。

この種の行政計画構想にあっては時代・環境に照らして、組織制度の機能改革と再構築並びに行政投資財の保全・整備は必須課題とされますから、構想見直しの目的項目は、“体制施策”“管理整備”“改革投資”など行政目的表示を使用することや、科学技術、資質教育文化、並びに資源活用への関係機関や人的な連携活用での“展望と視点”を期待し、(素案)への感想と致します。

(市の考え方)

豊かな長寿社会に向けた取組みの推進は、分野横断の総合的な取り組みが必要であると考えています。「施策目標 54 先を見据えた政策を実現する」は、分野を限定することなく将来を見据えた政策を実現することを目標としており、今回の見直しの中で施策のねらいとして追加したものです。今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりや生きがいを持って活動できる仕組みづくりに加えて、将来の人口減少を見据えた施策として子育て環境の充実や世代間交流の活性化などの総合的な取り組みを進めていきます。

また、基本構想の見直しにおいては、ご意見にあります施策の実施体制や人的・物的資源などの活用や連携の強化なども非常に重要なものと考えていますが、今回の中間見直しについては、基本構想策定後に生じた社会経済状況の変化や目前に迫った大きな社会問題への対応を目的に3つの視点から見直しを行うものです。

(意見 33)

「6 中間見直しの3つの視点を踏まえた新たな方向性」の(3)地方分権の更なる進展への対応のなかで、基本理念4に「本市の実情に合った自主的なまちづくりを進めていきます」とあります、それには異論はありません。その前に、市道や歩道の状況を

調査し、その整備の計画をつくってください。担当課は、「市道の整備計画はない」といっていました。

特に、萩園に住むものとして、雨が降ると市道に水たまりができます、すべてとは言いませんが。県道や国道に比べると市道は水たまりが多くできています。市道では自動車は水しぶきあげ通過していきます。何度も自動車の水を浴びています。

(市の考え方)

本市では、今後の道路行政の計画として、平成 23 年に策定した道路整備に関する「茅ヶ崎市道路整備プログラム」、25 年度に策定した道路構造物の長寿命化に関する「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」、26 年度策定予定の道路の維持・保全に関する「(仮称) 幹線道路維持保全計画市道」の 3 つを位置づけています。

「茅ヶ崎市道路整備プログラム」は、道路に対する多様化したニーズを客観的に評価し、厳しい財政状況の下で、効率的、効果的な道路整備を進めるため、市が実施する都市計画道路や幹線市道の新設・拡幅整備等の優先順位を定めています。

「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」は、橋りょうや地下道といった道路構造物を、適切かつ計画的に点検及び修繕するなど、効率的な維持管理を行うことで、安全性・利便性を維持しながら、コストの縮減と事業費の平準化を図るものです。

「(仮称) 幹線道路維持保全計画」は、道路の管理手法について、幹線道路では定期点検により計画的に舗装を打替える予防保全型の管理を行い、その他の生活道路では道路パトロール等により損傷を発見し修繕する事後保全型の管理を行うことで、維持管理費の抑制を図るとともに、ガードレールや道路照明灯などの道路附属物の維持管理の優先度を定めるものです。

また、市道の排水不良箇所については、降雨時及び毎週金曜日に排水状況の確認や道路の穴あきなどについてパトロールを実施しており、路面の補修や雨水桝及び側溝の土砂の堆積について清掃を行うなど、その都度対応をしています。しかしながら、パトロール等による問題箇所の把握に努めていますが、行政の力だけでは全てを把握することは困難であるため、市民の皆さまから、道路の穴あきや排水不良箇所などについて情報提供をいただき、対応しています。

(意見 34)

見直し理由に、「1 茅ヶ崎市総合計画基本構想とは」、「2 平成 23 年度から平成 25 年度までの振り返り」等 (3・4・5・6 含む) (8・9 含む) から引用し根拠理由を説明してもらえなかったでしょうか。

(市の考え方)

今回の基本構想の中間見直しでは、基本構想策定後の社会経済情勢の変化や目前に迫った大きな社会問題への適確な取り組みを実施するため、①安全・安心なまちづくりの強化、②急速な少子高齢化への対応、③地方分権の更なる進展への対応の 3 つの視点に基づいた見直しを行ったものであり、24 ページからの「7 基本構想の見直し素案」では、その見直し理由について、3 つの視点あるいは法改正等による修正であるかその根拠を明示しています。

(意見 35)

1・2・3・4・5・6・8・9各項の説明が、ただ単に文章の羅列もしくは曖昧模糊に感じられる。

見直し理由の根拠理由ですからわかりやすく具体的また繋がるよう説明できなかつたでしょうか。

(市の考え方)

今回の基本構想の中間見直し(素案)については、10年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、まちづくりの大きな方向性を示した基本構想の見直しであるため、具体的な事業等の記述がなく、抽象的な表現が多くなっています。

いただいたご意見を参考に、今後もわかりやすい資料作成に取り組んでいきます。

5 基礎的情報の更新に関する意見(2件)

(意見 36)

「5 基礎的情報の更新」の「(3) 財政の見通し」については、平成21年作成の基本構想の中の財政見通しの歳入と歳出見通しがおおよそ600億円/年で推移しているのに対して、見直し素案では700億円/年と大幅増となっている。歳入増は平成22年度からの普通交付税交付団体や消費税増税の影響か。いずれにしても、歳入と歳出が増加した理由を市民にわかるように説明する必要がある。

(市の考え方)

市民の皆さまにわかりやすくご説明することは、大変重要なことと考えており、あらゆる機会を通じて取り組んでいるところです。ご意見にあります歳入歳出の増加の要因については、普通交付税交付団体となったことや消費税の増税、保健所政令市への移行を目指すことなど、歳入歳出ともに現基本構想策定時に見込むことができなかつたものを見込んでいるためとなっています。その具体的な内容については、今後作成する基本構想改訂版において示していきます。

いただいたご意見を参考に、今後とも市民のみなさまにご理解いただけるよう、わかりやすい表現に努めます。

(意見 37)

17、19 ページ

保健所については、県において社会の変化に的確・迅速に対応して来たと思います。今後の実施計画策定及び予算編成においては「選択と集中」の徹底を図る中で、身の丈に合った行政経営の確保の上で、従来どおりとすべきではないでしょうか。

(市の考え方)

平成25年2月に神奈川県が公表した「緊急財政対策の取組状況」では、神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目)は、神奈川県衛生研究所(茅ヶ崎市下町屋一丁目)内への移転を検討するという方向性が示されており、移転が実現した場合には、

中心市街地から離れることにより、保健福祉事務所を利用する市民の皆さまの利便性を損なうことになり、また、市役所周辺の行政拠点地区からも離れることになり、本市の地域保健行政との連携に少なからず影響が生じる恐れがありました。

その一方で、本市が保健所政令市へ移行して市保健所を設置した場合には、乳幼児の健康診査等の市民に身近な対人サービスを提供している保健センターを保健所内に移転させ、保健所と保健センターの組織と設置場所を一体化すること等により、本市の地域保健行政の課題の改善が図れること、より身近な基礎自治体である本市が市民の健康増進のための拠点として保健所を設置し、一体的に業務を担っていくことで、より市民に近いところで業務が行えるようになり、市民サービスの改善・向上にもつながるなど、現在の体制以上のメリットが得られるものと考えられます。

また、神奈川県からの権限移譲をさらに進めることで、新たな権限と責任に基づき、より自主自立的な市政の推進を図ることができます。

これらの要因を総合的に検討した結果、市民のだれもがいつまでも健康で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、保健所政令市への移行準備を進めることを選択しました。

なお、財政面については、今後、経費の精査を進め、歳出の削減に努めるとともに、神奈川県に財政的支援を要望し、財政面での負担の抑制に努めていきます。

6 中間見直しの3つの視点を踏まえた新たな方向性に関する意見（8件）

（意見 38）

新たな方向性の「（1）安全・安心なまちづくりの更なる強化」の部分で、基本理念3と基本理念4で、計画的改修と計画的改築の二つの表現が使われているが、内容的に同じであれば統一する方が良いと思う。

（市の考え方）

改修については、既存施設において傷んだ設備の一部修繕等を行うものであり、改築においては、既存施設の全部または一部を取り壊して新たに築造するものとして用語を使用しています。

（意見 39）

21 ページの「（2）急速な少子高齢化への対応」の基本理念1では、教育問題が何も語られず、保育園、産み育てやすい環境の整備、児童虐待への対応強化といった、処方部分だけが掲げられ、教育の領域を含む基本理念1にあって教育という投資の部分が何も語られていないことが不思議です。

（市の考え方）

19 ページからの「中間見直しの3つの視点を踏まえた新たな方向性」は、基本構想の中間見直しの3つの視点に基づき見直したことで、新たに必要となった政策・施策展開の方向性を示す部分であることから、教育への投資については新たな方向性としての記述はしていません。

なお、教育の領域の取り組みとして、学校教育と社会教育を中心とした次世代育成の

ため、家庭教育・幼児期の教育の支援や安全で快適な教育環境の充実等も施策の一つとしています。

(意見 40)

成熟社会型まちづくりを目指すのであれば、次世代や若者へのまなざしが少ないのが気になります。GNH（国民総幸福量）が、日本は178か国中第90位となっています。茅ヶ崎市の若者の現状把握が見えてきません。将来への希望や生き甲斐は？少子化につながる結婚観は？離婚数、シングル数等、茅ヶ崎の次世代を担う男女の実態統計（ジェンダー統計）がほしいです。

(市の考え方)

量的拡大のまちづくりから成熟社会型のまちづくりへの推進が求められている背景から、本市の基本構想において、次代を担うひとづくりと人々がいきいきと暮らすまちの安全や暮らしの安心を確保していき、まちの魅力や活力を将来にわたって持続させていくことを、将来の都市像として位置づけています。その将来の都市像の実現に向けた基本的な指針のひとつにひとづくり分野を定め、子育てや教育など次代の育成などに関する政策に取り組んでいます。

また、ジェンダー統計については、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一つの柱として、よりきめ細やかな計画の立案に必要な統計であると考えています。平成25年度には、3000人を対象とした、手紙による男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、その調査結果を活用し、新たなプランの策定に取り組んでいるところです。今後については、男女の性差意識に着目したジェンダー統計の視点も考慮に入れながら、男女共同参画の現状と課題を的確に把握し、よりきめ細やかな計画立案に努めることも必要と考えます。

(意見 41)

わが国の現政権は、いよいよ女性の活躍&登用に舵を切ったかのように思われます。茅ヶ崎市も本腰を入れて具体的な施策を推進してください。成熟社会とは、人権を軸にした生活の質を目指すまちづくりのこととも言えます。その観点から、ワーク・ライフ・バランスの視点は必須であると考えます。さらに、各世代や性別の格差を可視化することもご検討ください。

(市の考え方)

本市の男女共同参画施策の推進にあたり、ご意見をいただきましたワーク・ライフ・バランスの視点については、平成23年度から27年度を計画期間とする「ちがさき男女共同参画推進プラン」の基本的な目標のひとつとして位置づけており、その実現に向け関係各課との連携のもと、さまざまな事業等に取り組んでいます。

また、25年度に実施した男女共同参画の意識に関する市民意識調査の結果を活用し、新たなプランの策定に取り組んでいるとともに、今後については、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みのひとつの柱として、男女の性差意識に着目したジェンダー統計の視点についても、計画立案に際に再確認できるよう努めます。

(意見 42)

高齢化・長寿化社会が進んでいる今日、私が優先的に実行したいことを2つ提案致します。1つは高齢化社会による高齢者福祉の「在宅医療・介護」の育成・充実です。2つ目は高齢化により高齢者人口が増えて行くため、その高齢者の力を活用した子供の「地域教育」の育成と充実です。

①高齢者福祉の「在宅医療・介護」の育成と充実

高齢化・長寿化が進んでいる今日、高齢者の「在宅医療・介護」が重要になってきます。現在、高齢者の介護施設は数や費用の問題でなかなか入る事ができなく、又、高齢者の半数以上が人生の最期の時を自宅で過ごしたいと思っています。そのため高齢者の「在宅医療・介護」が重要になってきます。今、在宅介護は「地域包括支援センター」で行われつつありますが、まだ不十分であり、又、在宅医療との連携がなされていません。在宅医療と介護は一体でなくてはなりません。在宅医療を育成・充実するためには「主治医制度」を設け、「主治医」と「地域包括支援センター」が協力・助け合って会って高齢者の在宅看病をすることが重要です。

②高齢者の力を活用した子供の「地域教育」の育成と充実

「核家族化」が進み祖父母と孫との関係が薄くなりました。それをカバーするために地域の、特に高齢者が地域の子供を非行や犯罪から見守る「地域教育」の育成・充実が重要になってきます。現在高齢化・長寿化により高齢者の人口が増えてきています。そこでこの高齢者の力を活用して子供の「地域教育」を行うことが必要です。そこで高齢者が子供の「地域教育」ができる様に高齢者に子供の「地域教育」に必要な知識、学問を教育する講座を開き、高齢者に子供の「地域教育」ができる力を与え、子供の「地域教育」を行い、子供の話し相手・相談相手となり、子供の非行・犯罪から子供を見守る事がこれから重要になると思います。

以上2点、これから高齢化・長寿化社会が進んでいく中で必要だと思う私の提案を致します。ご検討をお願いいたします。

(市の考え方)

高齢者の「在宅医療・介護」の育成と充実については、本市では、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく住み続けることができるよう地域における包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指し取り組みを進めています。また、在宅医療の必要な高齢者に対して、医療と介護の連携の基、適切な在宅医療を提供できるよう、医療・福祉・介護の関係機関の代表者に集まっていただき、超高齢社会における在宅医療のあり方を検討し、その仕組みづくりに取り組んでいます。

この地域包括ケアシステム構築のため、茅ヶ崎医師会との連携のもと、医療関係者や介護事業者、福祉関係者等が一堂に集まる多職種連携研修会を開催し、人材育成に努めるとともに、市立病院では地域医療連携室を中心に地域医療支援研修会等を開催し、それぞれ医療関係者をはじめ、介護事業者、福祉関係者との顔の見える関係構築に努めています。

今後の超高齢化の進展を見据え、関係各課の緊密な連携とともに関係機関との連携・協力を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

高齢者の力を活用した子供の「地域教育」の育成と充実については、高齢者の方々を

	<u>して生活支援サービスが受けられるようサービス事業者等と災害時における要援護者への支援体制等の検討を行います。</u>
--	---

(意見 44)

新たな方向性の「(1) 安全・安心なまちづくりの更なる強化」の部分で、基本理念3の消防に関する文面とごみ焼却処理施設に関する文面をもう少しわかりやすい記述にしてほしい。

(市の考え方)

いただいたご意見を踏まえ、次のとおり修正しました。

なお、ごみ処理施設に関する記載内容は素案のとおりとし、地震災害やその他の有事も考慮したうえでの、施設の安定的稼働にかかる対応について、施策目標26の施策のねらい(イ)を修正しました。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
<p>20ページ</p> <p>「6 中間見直しの3つの視点を踏まえた新たな方向性」の「(1) 安全・安心なまちづくりの更なる強化」の文中</p> <p>「基本理念3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり」</p> <p>○大規模な地震災害が発生した場合、同時多発的に火災が発生する恐れがあります。この様な事態に対応するためには、行政の消防力の強化に加えて、地域消防力を充実強化させる必要があることから、消防団との連携や事業所の協力体制をさらに深めるとともに、初期消火器具として移動式ホース格納箱を<u>延焼火災危険地域(クラスター地域)に重点的に設置し、自主防災組織における訓練を実施</u>します。</p> <p>○大規模震災時における同時多発的な火災や住民の高齢化による<u>平常時の</u>救急活動等の増加が見込まれる中、<u>消防車両や職員をより効率的に</u></p>	<p>20ページ</p> <p>「6 中間見直しの3つの視点を踏まえた新たな方向性」の「(1) 安全・安心なまちづくりの更なる強化」の文中</p> <p>「基本理念3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり」</p> <p>○大規模な地震災害が発生した場合、同時多発的に火災が発生する恐れがあります。この様な事態に対応するためには、行政の消防力の強化に加えて、地域消防力を充実強化させる必要があることから、消防団との連携や事業所の協力体制をさらに深めるとともに、初期消火器具として移動式ホース格納箱を_____設置し、自主防災組織における訓練を実施します。</p> <p>○大規模震災時における同時多発的<u>火災</u>に加え、<u>平常時としては高齢化による救急活動等の増加が見込まれる中で</u>、消防車両や職員を_____効率的に</p>

<p>動かすこと<u>や</u> <u>近隣自治体が連携し、より効果的・効率的な質の高い</u> <u>事務処理が重要</u>となっています。<u>消防指令業務の広域化にあたっては、応援出動の迅速化、整備費用の低減を図るため、</u> <u>業務の機能強化と効率化</u> <u>を</u>図ります。</p> <p>○ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などにおける大規模な地震災害の発生などの有事の際の安定的な稼働を図るため計画的な改修などを進めます。</p>	<p>動かすことが<u>より重要</u>となっています。<u>一方、近隣自治体が連携し、より効果的・効率的で質的にも向上した事務処理が求められ</u> <u>ています。</u> <u>応援出動の迅速化、整備費用の低減を図るために消防指令業務の広域化を進め、消防指令業務の</u> <u>効率化、機能強化</u> <u>を</u>図ります。</p> <p>○ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などにおける大規模な地震災害の発生などの有事の際の安定的な稼働を図るため計画的な改修などを進めます。</p>
--	---

修正後	
38ページ	
「7 基本構想の見直し案」の表中	
見直し案	見直し理由
<p>エ 施策目標26 ごみや資源物を効率的に収集・処理する</p> <p>施策のねらい …… (略) ……</p> <p>(イ) <u>ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理</u> <u>ごみの中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、平時及び有事においても安定的な稼働を図るため、計画的な改修を推進します。あわせて、ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの熔融化・有効活用を促進します。</u> …… (略) ……</p>	<p>【①安全・安心の視点】 <u>大規模な地震災害時などに中間処理施設等の安定的な稼働ができるように、被災を最小限にとどめるための災害対策を視野に入れた、計画的な改修を行うため見直します。</u> …… (略) ……</p>

<p>化しています。国・県からの権限移譲の拡大や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権は更に進展しており、最も身近な機関で総合的なサービスの提供を進めるため、制度の改正などを捉えた効果的・効率的な権限移譲や広域連携を進め、自主的、自立的な地域運営を推進します。</p>	<p>化しています。国・県からの権限移譲の拡大や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権は更に進展しており、最も身近な機関で総合的なサービスの提供を進めるため、制度の改正などを捉えた効果的・効率的な権限移譲や広域連携を進め、自主的、自立的な地域運営を推進します。</p>
---	---

7 基本構想の見直し素案に関する意見（78件）

（意見46）

基本構想見直し素案について、変更や加筆された部分に下線を引かれたことや注記欄を設けたことによって、見直し点がわかりやすくなりよかったと思う。

（市の考え方）

今後においても、市民の皆さまにとって、よりわかりやすいものになるよう工夫をしていきます。

（意見47）

24 ページ 土地利用・都市構造について

15 ページの土地利用構成の表を見ると、人工的なものは自然環境の3倍ほどあります。人工的なものが多いからと言って、便利が良いわけではありません。道路事情は狭いところが多く、子供や高齢者などの弱者にとって危険なところも多いです。

心を豊かにしてくれる自然環境は、急激に減少してしまいました。

これは異常な状況と感じます。

快適で安全な市民生活を取り戻すには、庁内会議など各部署が一つになっていくことが、大切と思います。

若い人たちが安心して住めるような街づくりで成功している町を見習ってほしいです。

若い人が増えれば、高齢者も若い人に感化され、元気もでてきます。

（市の考え方）

本市では、まちづくり政策の上位計画となる「ちがさき都市マスタープラン」を定め、将来都市像とその実現に向けた都市づくりの方向性を位置づけています。このマスタープランでは、「湘南の快適環境都市」～みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき～」を将来の都市像に掲げ、土地利用や交通体系整備、自然・緑地整備、住環境整備など分野別の都市づくりの方向を定めています。これらの都市づくりの方向を見据え、これまでも関係部署の連携のもと、施策展開に取り組んできました。今後においても、関係部署の連携を図りながら施策を展開していきます。

(意見 48)

26 ページの次世代について

狭義の「目指すべき将来像」の前に、子どもの権利条約と憲法の基本的人権という大きな見地に立った「子どもの人権」についてのチェックが必要だと思う。くしくも茅ヶ崎は他県他市町村と大きく異なるのは児童養護施設が3つもあると言う点で、他県を大きく上回っている。しかしながら、施設養護の子ども達が子どもの権利条約の中の「家庭で育つ権利」が守られているか甚だ疑問である。この問題は国全体の問題であるが、施設養護を受けている子どもばかりでなく、一般の子どもの中にも、親の経済力や資質の違いによる格差や虐待からいかに子どもを救い、安全で安心な環境を平等に提供できるかはみんな考えていく問題である。

(市の考え方)

子どもの権利条約は、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指しています。本市では、平成16年の「子どもの安全を守る都市」宣言に基づき、かけがえのない子どもたちが、明るく健やかに育つことを願って、すべての市民の協力のもとに家庭・地域・学校などが互いに連携を深め、子どもの安全を守るまちづくりを進めてきました。その後、その趣旨を踏まえ、茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画を策定し、地域における子育ての支援をはじめ、親と子の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備など、きめ細かな取り組みを推進してきました。27年度からは、この行動計画を発展させる形で策定する「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、子育て支援施策に取り組むこととしており、現在その準備を進めています。総合計画の基本理念である「ひとづくり」を縦軸に関係各課が緊密に連携して、子どもたちが健やかに成長し、安全に生活できる環境づくりに努めていきます。

また、子育て家庭の経済的な問題や養育環境の問題は、その背景に家庭が抱えた各種問題が重層的に積み重なり、結果として子どもにとって不適切な養育環境となっている場合があります。市では児童虐待に限らず、子どもの安全安心を守るために地域の子育てに関わる機関と連携し、地域全体として一体的に子どもの育つ環境づくりに取り組んでいきます。

(意見 49)

行政のもつ情報や社会資源の案内を適切に行い、わかりやすく発信して、事件事故の起こらない丁寧な子育て支援をしてほしい。

(市の考え方)

乳幼児の保護者が孤立せず安心して子育てができるよう、子育て支援の情報を広報紙をはじめ、ホームページや子育てガイドブック、子育てポータルサイトなどを利用し、今後ともわかりやすさを意識し発信していきます。

(意見 50)

26 ページ、「ア 施策目標 01 安心して子どもを育てることを支援する」の施策のねらい(ア)の修正部分ですが、『・・・学習機会をさまざまな媒体を活用して積極的

に提供するなど・・・』とありますが、放送大学や通信教育的にインターネットやTV、紙媒体で提供するという事なのではないでしょうか。確かにそれも講座や講演会に来られない方にとっては良いのかもしれませんが、特に子育て世代にとっては、一方的な情報提供ではなく、講座などを通して、同じ様な不安や悩みを共有し、話し合い、そこからの孤立感の脱却や課題の解決などが大切なように思えるのですが。

(市の考え方)

本市では、子育て中の保護者が孤立せず安心して子育てができるよう、さまざまな子育て関連講座などを開催していますが、まずは、参加していただくことが大切なことであると考えています。そのため、広報紙をはじめ、ホームページや子育てガイドブック、子育てポータルサイトなどさまざまな媒体を活用し情報発信をしています。子育てポータルサイトにおいては、行政情報だけではなく、市民活動団体やNPO法人などの民間団体が開催する子育て講座等の情報もあわせて提供していますので、情報量も多くなっており、講座が利用しやすくなっていると考えています。

また、市内3か所にある子育て支援センターのフリースペースでは、子育て中の親子の交流の場となっているとともに、子育てアドバイザーが育児に関する悩みの相談を随時受けています。

今後も、子育て中の保護者が孤立せず安心して子育てができるよう、さまざまな媒体を活用し、講座等への参加がしやすいよう情報発信に工夫をしていきます。

(意見 51)

子供達のいじめの問題と親の仕事、生活格差（正社員・非正規社員）、市役所での非常勤職員など不安定労働者の子供達が3～4割と増えてきている世の中でいじめの逆転現象がこれから起るような気がします。

(市の考え方)

いじめの問題は、単に子どもたちだけの問題ではなく、家庭環境や対人関係など複雑な背景から、さまざまな場面で起こり得る社会問題であるという指摘があります。

こうした課題を踏まえ、本市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、26年7月に「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」を策定しました。この基本方針では、基本理念として、「いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童・生徒、その他児童・生徒に関わるすべての大人がいじめの根絶に取り組まなければならない」、「いじめは、児童・生徒の周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体が連携して取り組まなければならない」などと示すとともに、いじめに遭った子どもの心のケアをはじめ、いじめを行った子どもの指導・支援など、いじめ防止等のための措置や推進体制について明記しました。

今後も、いじめのない社会の実現を目指し、学校や家庭、地域、関係機関等の連携のもと、いじめの未然防止・早期発見・早期解決への取り組みを進めます。

(意見 52)

①ひとづくり 26～27 ページ

★人づくりの為のひとづくり。

次世代交流のつなぎ、中学生、高校生、青年が地域で活躍する土台、地域づくりの中で、子ども会から小学生→中学生、高校生、ジュニアリーダーズクラブ（JLC）の育成、充実を現状はボランティア、ボランティアの熱い思いだけでは難しい、思春期の成長期です。

★居場所づくり

現状の施設の利用や見守り、市内の大学生等に関わっていただく等、幅広で考えてほしいです。よろしくをお願いします。

★災害時、地域住人の子どもたちが存在、確認等も子ども会活動が大きな役割をはたすと思います。

減少化する子ども会活動ですが、災害時、防犯の中で大きな役割を果たすだろう親子と地域活動の中で特に子育てママが子ども会活動できるような根本的な組織を変えて、自治会立、市立に近い半公的な団体の位置づけをお願いします。

子ども会の存続はきびしくなる年に. . .

本当になくなっていい団体なのか？

今考えて下さい。公的援助が必要な団体かどうか。

(市の考え方)

地域活動において、子どもたちの自主的な活動を支える役割を担っている中学生や高校生などのジュニアリーダーについては、ご意見にありますように、高い志を持ち、その地域における地域の若者の中心として、広く活躍していただいています。今後についても、地域において活躍できるよう、子ども会及び茅ヶ崎市子ども会連合会とともに、ジュニアリーダー等の活動や育成について支援を行います。

また、子どもの居場所づくりについては、青少年会館のさまざまな事業をはじめ、放課後や週末等に学校施設等を活用した小学校ふれあいプラザ事業の実施や青少年広場や子どもの家の整備・維持管理を通して、子どもの安全・安心な活動拠点づくりを進めています。特にふれあいプラザ事業では、子どもたちが勉強やスポーツ、文化活動のほか地域との交流活動を行う中、学習アドバイザーとして大学生等も含めた地域の人材を有効に活用する仕組みづくりを進めます。

また、近年の少子化や多種多様な活動への参加などにより、単位子ども会の規模は縮小傾向にあります。子ども会は、地域を基盤とし、異年齢の子どもたちが集まり、さまざまな活動や経験を通して、協調性や責任感などを身に付けるうえで、重要な役割を担っていると考えています。加えて、参加している保護者においても、その活動が地域を拠点としていることから、災害時において、地域の連携が果たすところは大変に大きいものであると認識しているところです。

そのため、本市では、子ども会連絡協議会に加盟している単位子ども会の活動に対する補助制度に取り組んでおり、今後についても、子ども会が地域の中で豊かな活動ができるよう、現存の仕組みを精査し、関係団体のご意見も参考にしながら、地域との連携を意識したよりよい子ども会活動について検討を進めます。

(意見 53)

子供のための施設の充実をお願いしたいです。

他市には辻堂海浜公園や湘南台のこども館、平塚にもプラネタリウムの施設があります。茅ヶ崎から宇宙飛行士さんが誕生しているんですから、子供たちも宇宙や自然科学に大変興味を持っています。

ぜひ子供たちの夢や可能性を育む環境を作ってあげて欲しいと思います。

(市の考え方)

ご意見にありますように、本市にゆかりのある土井隆雄さんや野口聡一さんが宇宙飛行士として活躍されていることから、本市では、未来を担う子どもたちの宇宙・科学の夢を育むため、市内汐見台にあるなぎさギャラリー内に宇宙飛行士展示コーナーを設け、土井・野口両宇宙飛行士の宇宙活動の映像や書籍、実験機材等の資料の展示・上映を行っています。また、年4回の宇宙教室を実施しているほか、野口宇宙飛行士が地球に帰還した日である8月9日に、毎年記念事業を行い、子ども達が宇宙や科学に対する理解と関心を深めるための取り組みを実施しています。

また、子どもたちが活動する場としては、コミュニティセンター内に併設した「子どもの家」をはじめ、青少年広場や公園などの整備、維持管理を行っているほか、中央公園や県立茅ヶ崎里山公園では、子どもを対象にしたさまざまな取り組みを実施しています。

(意見 54)

少子化と高齢者の課題をドッキングさせる 子育ての援助、相談＝高齢者(1つの例)

たしかに、それぞれの課題における施策は実施されることは重大ですが、活動の場を有効にして、お互いが支えあえる組織づくりとは・・・を考えています。

(市の考え方)

基本構想は、中長期的な展望に基づき、総合的かつ計画的な行政運営の指針を定めたものであり、そのまちづくりの目標体系と市の組織と連動させることにより、政策・施策の実行責任を明確化しています。また、まちづくりの基本理念を具体的に進める際の前提となる認識として5つの政策共通認識を設定するとともに、基本理念を単位とする政策領域会議を設定し、部局を超えた横断的な議論や連携ができる仕組みを取り入れています。

(意見 55)

「7 基本構想の見直し素案」の28ページの「効果的な社会教育の推進」についてです。「公民館は地域の学習拠点として、家庭、地域、学校を結ぶコーディネーター的な役割を担い、世代間交流、地域づくり、地域活動への支援を行い、地域課題を地域が自ら解決する力が育つように支援します」となっています。現状の公民館は、趣味の活動が中心です。この点について公民館職員もそれを肯定しています。そんな現状で「地域課題を地域が自ら解決する力が育つように支援します」と書いても、空文のように感

じます。公民館の現状分析をしっかりと行い、「地域課題を地域が自ら解決する」方向付けをしてください。

(市の考え方)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、①主催事業の実施（学習機会の提供）、②集会やサークル活動のための施設（部屋）の貸出（学習の場の提供）、③社会教育活動についての相談、援助（学習情報の提供など）などの活動を展開しています。

主催事業においては、社会的課題や地域課題を捉えた講座・講演会や交流の場を積極的に開催・提供しています。なお、ご指摘いただきました点については、共通の目的となる学びをとおして、地域での仲間づくりや結びつきが地域づくりへと発展していく社会教育のひとつと考えます。そのためにも、今後も学校や地域の団体などと連携を図り、主催事業や情報提供を通して地域活動を支援し、地域の皆さまが自らの課題解決力を高められるよう支援するとともに、社会教育施設としての公民館の地域における役割を市民の皆さまにしっかりと見ていただけるよう取り組みを進めます。

(意見 56)

28 ページ、「イ施策目標 05 自分を見つめる社会教育と文化財保護を推進する」の施策のねらい (エ) の修正部分についてですが、修正は、『安全・安心の視点』から、公民館の充実が、利用者の安全性と利便性の向上に転嫁され、公民館の「施設」の維持管理といったものになり、公民館の充実から離れてしまったように思われます。「利用者の安全性と利便性の向上」は、公民館という施設に限ったものではなく、市の施設すべてについて、それは行われていくべきことで、実際、20 ページ最下段から総合的な取り組みを進めると述べられているし、28 ページ、ウ施策目標 06 の施策のねらい (イ) の子どもたちの居場所づくりでは、青少年会館などの「整備」に止まっています。見直し理由にある「地域の学習拠点として公民館の充実を図るには、だれもが安全に利用しやすい施設とすることが必要なため」は、公民館の充実を図る手段としてはどうかと考えます。教育施設の充実という視点から見れば、施設＝建物の問題ではなく、いかに公民館活動を活発化するかだと思います。わざわざ「公民館施設」と施設を付け加えたこと、「適切に維持管理し」が付け加えられた理由は何でしょうか。今まで、予算の中で適切な維持管理が出来ていなかったのか、「適切な」というのは経済的な効果として、外部委託したほうが適切であるといった考え方を持つての表現なのでしょうか。

(市の考え方)

社会教育施設である公民館を地域の学習拠点として充実させていくためには、まずは多くの方に来館していただき、活発に活動していただくことが重要と考えます。また、公民館は風水害等の災害に備えた早期避難所としての位置づけもあるため、公民館施設は安全で利用しやすいことが求められます。しかしながら、各公民館は建設後 25 年以上経過しており、施設の老朽化に伴う不具合が生じています。そうした中で、事後対応ではなく、予防修繕も含めた計画的で適切な対応が必要と考えるため、今回見直しを行い

ました。また、公民館活動の充実・活性化に対する施策のねらいについては、後半の文章で示しています。

(意見 57)

少子高齢社会を見据えた中で、市民が地域の課題を考え、地域活動に参画していくことの意味を市民とともに考えていくのは地域にある公民館ではないでしょうか。行政側の危機感だけでなく、市民が自らそうした危機感を持ち、行政とともに少子高齢社会の到来を考えていくための学習機会を公民館は提供していかななくてはいけないのではないのでしょうか。特に見直しの基本的な考え方に「急速な少子高齢化への対応」が挙げられているのですから、例えば、『地域活動の支援を行い、少子高齢化などの地域課題を・・・』など、地域課題の一つとしてしっかりと打ち出すといった見直しをされたらどうでしょうか。

(市の考え方)

少子高齢化の進展や情報化社会の進展、社会経済情勢の変化などから、それぞれ地域において多くの地域課題が生じていると考えます。公民館では、幅広い年代に対して、さまざまなテーマで事業を実施することで、地域の皆さまに学習機会・交流の機会を提供するとともに、地域課題への気づきや課題解決に向けた活動へとつながることをねらいとして事業を実施しています。

なお、さまざまな地域課題に対する具体的な対応については、実施計画において取り組みを進めます。

(意見 58)

教育については、子どもに多くの会議を経験してほしい。今の学校教育では、子どもどうし会議で「他人の意見や考えを聞く機会が極端に少ない」と感じており、それがないがために「他人の尊重も思いやりも育たず、自分勝手に謙虚さのない人が増えている」と思う。通信機器の発達でますます個人の好み重視の社会になっているが、学校が無理なら、同じテーマで地域で「会議」を開催し、世代の違う人の意見も聞く機会を創ると良いと思う。大人は見くびっているかもしれないが、子どもがいかにしっかりした考えを持ち、洞察力が大人以上に鋭いことを知るだろう。

(市の考え方)

ご意見にありますように、他人の意見に耳を傾け、お互いの立場を理解する態度を養うことは、学校教育においても大切なことであると考えています。現在、市内小・中学校では、各教科等の学習活動をはじめ、さまざまな場面で交流の場面を設け、相手の考えを尊重しながら考えることに取り組んでいます。また、中学校においては、一つのテーマで自分たちの考えをまとめ、大人の考えにも耳を傾ける場面として、青少年課が主催する「青少年育成のつどい」や都市政策課が行っている防災まちづくりワークショップに参加するなど、地域との交流にも積極的に取り組んでいます。今後もコミュニケーション能力を育むための取り組みを推進していきます。

(意見 59)

29 ページ

「子どもの成長発達についての調査研究」について、教育的側面から研究するとあります。特に見直し理由欄に「学校教育や社会教育に限定せず」については非常に重要であると思います。当該研究結果を「放課後児童健全育成事業」の根本的見直し等に反映していただきたい。

(市の考え方)

「子どもの成長発達についての調査研究」については、継続的に実施していくことが重要であり、その研究から得られた知見を市民や教育関係者に広く提供するため、さまざまな講座やシンポジウム等を開催しています。幼児期の教育のあり方など当該研究の一端である子育て・子育てに関する講座等を開催する際には、児童クラブの指導員や保護者に学びの機会を提供することで、課題の情報共有を図っています。

(意見 60)

29 ページ、「カ 施策目標 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する」の『②少子高齢化の視点』の見直し理由の中で『学校教育や社会教育に限定せず、学校及び家庭、地域の一体的な教育力・・・』とありますが、一体的な教育力とはどのような教育力ですか。質や主体が違うものを一体化できるのでしょうか。見直し理由では、一体的な教育力と言いながらも、本文の見直しは、『学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた』というようにそれぞれの教育力の向上を言っているように思えます。理由と修正に整合性が無いように思えます。

(市の考え方)

「学校及び家庭、地域の一体的な教育力」とは、学校・家庭・地域がそれぞれ教育力を向上させ、一人の子どもに対して三者が同じ方向を向いて、教育できるようになることを目指すものと考えています。そのため、子育て・子育てに関するさまざまな講座等に、教員・保護者・地域の方々が共に参加し、学ぶことができる機会を今後とも提供していきます。

なお、ご意見にあります「教育の一体化」については、「一体化」とは別種の一つを一つに融合させることであり、三者が同じ方向を向いて一つにまとまる「一体的」とは、用語を区別しています。

(意見 61)

生涯学習について、茅ヶ崎に移転してきた一人暮らしの高齢者が増えてきているようである。生涯学習ガイドブックを見て入会してくる。夫と死別して、家族が茅ヶ崎に住んでいるので、県外から移転し、市内のマンションやアパートで一人暮らしをしている。

また、茅ヶ崎に長く暮らしている人でも、最近夫と死別して家に閉じこもってしまった人から生涯学習ガイドブックを見て会に入ってくる人も多くなってきた。

高齢者の一人暮らしに外へ出て仲間をつくる生涯学習の受け皿を市の地域的構想を

具体的に支援できる体制を考えていきたい。

(市の考え方)

高齢社会の進展に伴い、今後独居の高齢者が増えると見込まれる中、これまで以上に多くの市民の学びの機会の創出につながるよう、生涯学習に関する講座案内や会員募集しているサークル・団体の案内などを掲載している情報誌である「生涯学習ガイドブック」を、市内公共施設だけでなく、普段公共施設を利用しない人でもご覧いただけるように、身近な生活圏域にある商業施設等での配布や設置も今後検討を進めます。また、ご意見にありますように、外に出て仲間をつくるきっかけを見つけることが難しい方が、今後増えることも懸念される中、独りでも気軽に参加できるような事業、関心を持っていただけるような事業などの取り組みについては、来年4月に開館を予定しています「ハマミーナまなびプラザ」を新たな拠点とし、仲間づくりや楽しめる居場所づくりを進めます。

(意見 62)

31 ページ「(4) 政策目標 4」の「ア 施策目標 13」の「施策のねらい」に、ハード・ソフト両面における文化によるまちづくりの推進について加筆してください。

(市の考え方)

いただいたご意見のとおり、文化の推進については、ハード、ソフト両面の充実が必要と考えています。基本構想においては、具体的な記載はしていませんが、ハード・ソフト両面からの施策の展開に取り組んでおり、その実施にあたっての方向性を施策のねらいに記載しています。また、今後の具体的な事業については、実施計画の策定において検討を進めます。

(意見 63)

これまでの 20 の政策目標に新たに政策目標 7 が追加された意図がよくわからない。政策目標 7 は、県からの保健所の権限移譲に伴うもので、具体的施策はこれから考えることになっているようですが、一方で、基本理念 2 (健康、福祉、医療) の中の政策目標 6 の施策のねらい (カ) で地域保健や公衆衛生の向上と保健所の設置がうたわれており、保健所が設置されたとしても、前記の政策目標 5 の施策・事業を推進することにより、十分に成果をあげることができるので、新たな政策目標を追加する必要はないと思う。権限移譲にあたってなにか条件があるのか？

(市の考え方)

政策目標 5 の施策目標 16 に追加した「(カ) 地域保健・公衆衛生の向上」については、本市が目指している平成 29 年 4 月の保健所政令市への移行に向けて、26 年 10 月に策定する茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画に基づき、さまざまな準備を着実に進めていくことを目標としています。

一方、政策目標 7 「だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち」については、本市が保健所政令市へ移行した後に目指すべき将来像を明確にお示しするために定めたものですが、保健所政令市への移行については、今後、厚生労働省での審査及び閣議決

定を経て実現するものであるため、現時点においては具体的な目標の位置づけは行わないこととしました。

(意見 64)

政策目標 5

ア 施策目標 16

(ア) 各種検診の受診率の向上

・ 広報紙での一面広告は賛成ですが、逆に「罹患率」(できれば3大病気)との対比でPR願いたい。

(茅ヶ崎市が優良であれば、気にしなくてもよいと思いますが…)

・ 後期高齢者医療と一般特定健診医療では、どちらの受診率が不良ですか? 元気な高齢者を増やす視点で捉えたほうがよいと思います。

(市の考え方)

がん施設検診と健康診査については、個別通知をして受診勧奨をしています。がんの集団検診については、毎月実施時期に合わせて募集記事を広報紙に掲載しています。また、9月のがん征圧月間には、本市の死亡原因の第1位であるがんの早期発見・早期治療のための普及啓発記事を広報紙に掲載しています。過去には、部位別がんの患者数や年齢別死亡者等で理解を促しており、今後もデータを活用して、各種検診受診率の向上のためのPRに取り組んでいきます。

平成25年度については、75歳以上の高齢者と生活保護受給者を対象とした健康診査の受診率は48.0%、40歳から74歳までの国民健康保険受給者を対象とした特定健康診査の受診率は暫定値で35.5%で、特定健康診査の受診率が低くなっています。

高齢期を元気に過ごしていただくためにも、若いうちからの健康づくりが重要であり、特定健康診査の受診率の一層の向上など、働き盛りの年代からの健康へのアプローチが重要と考えています。

(意見 65)

イ 施策目標 17

国民年金保険料は、市の会計窓口でも受領(支払)できるようにしてもらいたい。窓口を外部委託なら可能はおかしい。

(市の考え方)

国民年金事務において市町村が処理できる事務は、国民年金法及び国民年金法施行令により定められています。国民年金保険料収納事務は、国(厚生労働省)の事務であり、具体的には全国の年金事務所が行うこととなっています。また、市役所内にあります金融機関派出所は、市の公金の収納及び支払事務を取り扱う窓口として業務を行っているもので、一般の営業店舗ではありません。このため、国民年金保険料など茅ヶ崎市以外の公金の収納はできません。

なお、国民年金保険料の納付方法については、金融機関及びコンビニエンスストアでの支払のほか、口座振替、クレジット払い、インターネットによる電子納付などがあります。

(意見 66)

33 ページ ウ 施策目標 18 高齢者の健康でいきいきした暮らしを支援するについて
高齢者の多くは、元気で毎日を過ごしたいと願っています。市内で行っている健康のための教室が長く続くよう、支援を続けてほしいです。元気で過ごせれば医療費も多くかからないのではないかと思います。

(市の考え方)

平成 25 年 10 月に実施しました「茅ヶ崎市一般高齢者実態調査」では、高齢者が自身の健康状態について、「健康状態がよい」と回答している方が 77%となっており、健康状態を維持するための取り組みを行っている方が多く、健康への関心が高いことが伺えます。このことから、介護予防教室などの介護予防事業を継続的に実施するとともに、生きがいつくり、健康づくり、外出の機会の創出支援を多様な主体の協力も含め進めていきたいと考えています。

(意見 67)

ウ 施策目標 18

(ウ) 認知症対策は、コウノメソッド等あらゆる治療を採用の道をプッシュ願いたい。軽度の段階なら回復可能で、初期段階での予防治療に注力願いたい。(この段階での回復ならコストは安い。)

(市の考え方)

認知症は、病気の進行により症状が変化し、その症状によって必要な治療・介護が異なってきます。そのため、本市では、認知症の進行状況に応じ、早期治療につなげるためのサービスをはじめ通所によるデイサービスや認知症対応型のグループホーム等のサービスを適切に提供できるよう努めています。また、脳の健康教室や認知症予防事業、生きがいつくり事業等を通して認知症予防のための施策の充実に取り組んでいます。

なお、コウノメソッド等治療法については、行政として積極的に関わることは難しいですが、個々の認知症高齢者の治療や副反応等について医師と相談し、連携を進めます。

(意見 68)

ウ 施策目標 18

(オ) 地域包括支援センターの機能充実

期待しています。要支援、要介護 1 認定からの自立改善には、より高く達成評価願いたい。

(市の考え方)

身近な地域で保健・福祉・介護に関する相談体制の充実を図るため、平成 25 年 10 月に市直営の基幹型地域包括支援センターを開設するとともに、26 年 10 月には、市内 3 地区（鶴嶺東・南湖・松林）で地域包括支援センターが新たに開設することにより、自治会連合会 12 地区すべてに地域包括支援センターが整備されます。今後、総合事業（介

護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)をより効果的に組み合わせた介護予防ケアマネジメントができるよう人材育成の研修を充実させるなど機能強化を図るとともに、評価を設定していきます。

(意見 69)

34 ページ

「災害時要援護者支援制度」の充実推進に、更に重点を置いて下さい。

(市の考え方)

「災害時要援護者支援制度」を推進し、一人暮らし高齢者や障害者など、日常生活の中で手助けを必要とする人が、災害が発生した際に地域の中で支援を受けられるよう地域の方々との連携協力のもと体制づくりを行っていきます。

なお、本市では「自主防災組織活動の手引」をもとに、それぞれの地域特性に応じた災害時の活動マニュアルを主体的に整備していただけるよう支援するため、自主防災組織活動マニュアル研修会を開催するなどの取り組みを平成26年度から行っています。その取り組みの中で、自主防災組織が活動マニュアルに災害弱者の方々に対する支援体制等を盛り込めるような働きかけをしていきたいと考えています。

(意見 70)

(2) 政策目標 6

大災害において、市立病院、湘南東部総合病院、徳洲会総合病院の関わり、連携に触れてもよいと思います。

また他市等への協力・支援についてDMATについても言及して欲しい。

(市の考え方)

ご意見にあります災害時における他医療機関との連携については、施策目標21の施策のねらい「(ア)経営健全化による安定した病院経営」の中で、地域医療確保のために担う役割として災害時医療を位置づけているとともに、施策目標22の施策のねらい「(イ)病診連携と機能分担の促進」の中で、平常時における民間病院・診療所との連携の促進を位置づけ、事業に取り組んでいます。

また、災害派遣医療チーム(DMAT)は、都道府県の広域的な指揮のもと、医療救助活動を行うものであり、基本構想には特段の明記はしていませんが、災害時における災害派遣医療チーム(DMAT)との連携については、個別事業の中で取り組みを進めます。

(意見 71)

施策目標 21 効果的・効率的に病院を運営する

これまで一般会計からの繰出金 10 数億円無しでは市立病院の経営は成り立たない状

況にある。市民サービス向上のため平成 32 年度病床利用率目標 83.0%を平成 17 年度の 90.9%以上に引き上げ、一般会計からの繰出金の削減を目指してもらいたい。

市立病院は民間病院とは異なり公的な立場から採算の採りにくい救急、小児科、産科を持たなければならないので一般会計からの繰出金は補填ではなく当然受けるべき権利であるとの意識が病院内にあるように思える。これが平成 17 年度の病床利用率 90.9%から毎年逡減して平成 25 年度には 75.9%まで低下した原因の一つではないだろうか。

このような意識を払拭し、病床利用率増加による収入増を図るとともに、近隣公立病院との連携による医用材料や薬品の共同購入など経費削減に努め経営改善を図ることを期待する。

(市の考え方)

効率的効果的な治療による入院患者の平均在院日数の短縮及び質の高い 7 対 1 看護体制による診療報酬の増収分が、収益的収支において、地方公営企業法で地方公共団体の一般会計等で負担するとされるものの内、「当該地方公営企業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」の金額分を賄える金額となる病床利用率であり、急性期病院として必要な病床の余裕を確保しつつ、安定的な経営黒字が可能である 83.0%を目標数値として設定したものです。

また、病院長を筆頭に、経費削減のための研修会へ積極的に参加し、経営改善に努めています。特に、薬品の購入値引率については、医薬品ベンチマークで全国の自治体病院での平均値を上回ることも確認できています。

今後、診療材料や医療機器の保守費用について、更なる経費削減を図り、経営の安定化に努めていきます。

なお、近隣病院との連携による共同購入については、当院の場合にはデメリットが大きくなるとの専門家からの助言もあり、予定していません。

(意見 72)

イ 施策目標 22

(イ) 病診連携

・介護保険の改正もあり、利用者、介護・医療サービスとの連携、調整を期待しています。

特に、医療と介護サービスの一体化を計り地域の包括ケアシステムの構築に向けて、リーダーシップを期待しています。

(市の考え方)

本市では、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく住み続けることができるよう地域における包括的な支援・サービス体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指し取り組みを進めています。この地域包括ケアシステム構築のため、茅ヶ崎医師会との連携のもと、医療関係者や介護事業者、福祉関係者等が一堂に集まる多職種連携研修会を開催し、人材育成に努めるとともに、市立病院では地域医療連携室を中心に地域医療支援研修会等を開催し、それぞれ医療関係者をはじめ、介護事業者、福祉関係者との顔の見える関係構築に努めています。今後の超高齢化の進展を見据え、関係各課の緊密な連携とともに

に関係機関との連携・協力を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

(意見 73)

政策目標 8

・目指すべき将来像として、「ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており」とあるが、現行の収集方法では、排出者が明確でなく、ルール違反のごみが排出され、収集場所の維持管理は、一部の人に集中して、公平性に欠けている。また、道路や下水道施設の一部が収集場所になっており、狭い道路がより狭くなり通行の支障となっている。さらに景観を損ねる要因にもなっている。

将来像実現のためにも、ごみ置き場をめぐるトラブルが減少し、排出者が明確になり、ルール違反のごみが減少する戸別収集の導入時期だと思われる。

(市の考え方)

ごみの戸別収集は、収集コストの増大につながる側面もあり、実施する場合は、ごみの有料化も併せて、市民の皆さまにごみ収集や処理に係る経費をわかりやすくご説明する必要があります。

今後については、わかりやすい一般廃棄物に関する会計基準の平成 26 年度中の作成を目途に、引き続き、課題等の研究を続けながら、ごみの減量化や資源化の達成状況、ごみ処理経費の状況等を確認していきます。これらの進捗状況を見ながら、収集体制や経費負担のあり方の検討をはじめ、市民の皆さまにアンケート調査、意見交換等を行い、ごみ有料化、戸別収集の実施について、導入の検討を 28、29 年度において行います。

(意見 74)

施策目標 23

(ア) 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を推進する

平成 27 年 3 月末を以て茅ヶ崎ゴルフ場は閉鎖の予定。市はゴルフ場の果して来た生活環境に対する役割をきちんと評価した上で、自然と環境にやさしいゴルフ場跡地の利用を検討すること。茅ヶ崎ゴルフ場は茅ヶ崎市環境基本計画の目標である①自然環境の保全、②生物多様性の保全、③低酸素社会の構築に貢献する。

因みに社団法人ゴルファーの緑地促進協会の調査では、全国 2400 箇所、林・芝生総面積合計 27.2 万 ha のゴルフ場の CO² 量排出量は 460 万トン、O² 発生量 336 万トン、蒸発散水量 11.7 億トンとなる。これによって 230 万世帯の消費電力 110 億キロワットを発電する際に発生する CO² 量を吸収し、1225 万人が必要とする O² を作り出し、蒸発散水量は年降雨量の約 3 割に相当する。

(社団法人ゴルファーの緑化促進協会発行「環境と人にやさしいゴルフとゴルフ場」)。

(意見 75)

施策目標 38

(ア) 地域特性を生かした景観の形成

茅ヶ崎ゴルフ場跡地の利用が未定で、開発の危機にある。茅ヶ崎市の表玄関にあたる134号線を挟んだゴルフ場の松林と海岸が一体となった地域は茅ヶ崎市民が誇る景観であり、また毎年大学箱根マラソンのTV中継で全国に茅ヶ崎市の緑と景観をPRできる格好の地域でもある。開発ではなく景観を守る観点からのまちづくりを求める。

(意見 76)

施策目標 38

(イ) みどりの保全・再生・創出

市街化区域の緑被率は平成5年の22.13%から平成22年度の11.39%に半減している。平成25年度のデータはないが、その後近隣の宅地開発が進んでいる状況を勘案すれば、緑被率はさらに低下していると推察する。茅ヶ崎ゴルフ場の20haの緑が喪失すればさらに緑被率が約0.9%低下する。

神奈川県緑の計画や茅ヶ崎市の緑の基本計画では茅ヶ崎ゴルフ場一帯を「なぎさ緑化域」に指定し、緑の保全・再生・創出を目指している。これらの緑の計画に基づき茅ヶ崎ゴルフ場の緑を守ることを強く要望する。

(意見 77)

施策目標 44

(イ) 既存の公園・緑地を整備する

広域避難場所としての機能を評価し、茅ヶ崎ゴルフ場跡地の緑の空間の保全を最優先事業とすること。

(意見 78)

施策目標 53

(イ) 市民との情報共有

茅ヶ崎ゴルフ場の跡地利用に関する情報を共有しているとは言い難い。改善を要する。

県から市にゴルフ場閉鎖後の県有地購入意思の照会があり、市は購入意思のないことを伝えている。さらに県は照会の際に「県各部内における利用要望があった場合は県での利用を優先し、県各部における利用要望がなく貴市の取得意思もない場合は一般競争入札での民間活用を検討する」と述べている。

ゴルフ場跡地利用はゴルフ場周辺住民にとって最大の関心事であり、県が売却の意思があるとの情報は一般市民にも伝える必要があるが3か月後になっても伝えていない。

ゴルフ場閉鎖が半年余りと差し迫っている中で、跡地利用計画についての市の考えを市民に示すこともなく、「ゴルフ場閉鎖のスケジュールが決まったら市と地権者の県、茅ヶ崎協同(株)の三者で協議する」との説明にとどめている。

市民との情報共有や計画の段階から市民参加を定めた自治基本条例や市民参加条例の基本理念に反する行為である。

(市の考え方)

茅ヶ崎ゴルフ場は、市街化区域内に位置し、環境の保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要な地区と認識しており、これまでもゴルフ場に対し継続的な支援を行ってきました。また、ゴルフ場が撤退した場合の土地利用については、広域避難場所やみどりの保全に考慮し、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議していきます。また、土地利用の協議を行う中で、できるだけやわらかい段階から市民の皆さまに情報提供を行い、ご意見を伺う機会を設けることができるよう働きかけます。

(意見 79)

37 ページ ア 施策目標 23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進するについて

地権者の方々に負担がかからないように市の支援のある中で、みどりの環境が残せるよう地権者の方々にご理解をいただくようなことが大切だと思います。

(市の考え方)

自然環境を高い水準で残すためには、ご意見をいただきましたように、地権者の方々のご理解は重要であり、保全の重要性や保全管理について、丁寧な説明のもと、協力を得ていく必要があると認識しています。また、地権者の方々だけでなく、市全体で自然環境保全の機運を高め、少しでも多くの市民の方々の興味・関心を喚起し、環境に配慮した行動をしていただいでいく工夫が必要になってくると考えています。

(意見 81)

政策目標 9 安全で安心して暮らせるまち

設定された施策目標だけでは市民が安全で安心して暮らせる街とはならない。以下の取り組みが必要。

1. JR南側の海岸地区では3か所の広域避難場所の収容能力は人口を下回っている。平成27年3月末に閉鎖されるゴルフ場跡地は広域避難場所として引き続き利用できること。市はまちづくりにゴルフ場跡地の開発を考えているようだが、市民の生命を守ることは利便性や経済的な利益の追求に優先する。憲法には国民の基本的人権としての「生命の権利」は最大の尊重を必要とある。地方自治体の首長はこれを守る責務がある。
2. 一時避難場所を増加すること。
3. 地震で倒壊の危険性のある公共施設を早期に耐震補強すること。

平成20年3月作成の公共施設整備・再編計画では市民文化会館は平成24年度に耐震化を完了するはずのところ、平成25年3月作成の改訂版では平成29年度に5年間延期となった。福祉会館、青少年会館も平成30年度とさらに延期されている。この点に関しては「市民が安心して安全に暮らせるまちづくり」が明らかに後退している。

4. JR以南の地域には土地を分割して隣家との境界線からの距離が数十センチの家が次々と建てられている。指定地域の最低敷地面積を120㎡としたが、これだけではクラスター対策にはならない。クラスター対策の新たな条例の制定が必要である。たとえば狭い道路に面した指定地域の新築家屋は境界線から2メートル以上離すこと、そのコンペンセーション(見返り)として容積率を増やすこと、北側の家の日照時間が短くなる場合は固定資産税の減免など。

(市の考え方)

茅ヶ崎ゴルフ場は、市街化区域内に位置し、環境の保全、防災、景観形成上貴重なみどりを有しており、幅広い公共性の観点から重要な地区と認識しており、これまでもゴルフ場に対し継続的な支援を行ってきました。また、ゴルフ場が撤退した場合の土地利用については、広域避難場所やみどりの保全に考慮し、本市の課題解決やまちの発展に寄与する土地利用となるよう神奈川県などの土地所有者と計画段階から連携、協議していきます。また、土地利用の協議を行う中で、できるだけやわらかい段階から市民の皆さまに情報提供を行い、ご意見を伺う機会を設けることができるよう働きかけます。

津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所に迅速に避難することが重要となります。そこで、津波からの一時的な避難場所として、現在、市内の公立小・中学校や民間マンション等の162か所を津波一時退避場所として指定しています。今後についても、中高層建物の所有者等に協力を求め、津波一時退避場所の確保に努めます。

公共施設の耐震化対策については、平成20年度より「公共施設整備・再編計画」に基づき、耐震性に課題のある公共施設を優先に整備を進めてきましたが、社会・経済状況の変化を原因に計画を見直す必要が生じたため、25年度に「公共施設整備再編・計画(改訂版)」を策定しました。この計画においては、市民ニーズの高い公共施設を中心として、すでに設計等が完了しているものを優先し、28年度以降に順次整備を進めていきますが、再整備対象施設については、基本構想の中間見直しの視点の1つである「安全・安心の更なる強化」の視点から、第3次実施計画以降の中で、優先度を見極め、計画的

に整備を進めていきます。

大規模地震発生時の多発火災に対する延焼防止対策としては、地域において市民が行う初期消火活動が有効であるため、昭和 53 年度から街頭消火器の設置を進め、現在では市内に約 2600 本を設置しています。さらに、24 年度には小型軽量ポンプを市内 10 か所の防災資機材格納庫に配備するとともに、25 年度には移動式ホース格納箱の設置をクラスター地域に重点的に進め、3 年間で概ね 500 か所の設置を目指し、取り組みを進めています。

また、クラスター対策には、連続した一定の空間の構築が必要であると考えていますが、市民の皆さまのご理解なくして土地利用の制限を強化することは困難であると考えています。一方、都市計画制度においては、街区単位で必要性が認められ、地域としてのニーズがある場合には、それらをきめ細やかに規定できる地区計画を指定することができます。この地区指定の中では、敷地境界線から建物の壁面の離隔距離などを定めることも可能であるため、この地区計画制度の啓発に引き続き取り組みます。

(意見 82)

津波被害を減災するまちづくりについて

東日本大震災を踏まえ、津波防災地域づくり法が制定され、津波防災まちづくり計画の策定が必至な状況にあるがまだ策定されていません。

また、津波防災まちづくりにおいて重要な役割を担う津波避難施設の充実や運営方針などもはっきりしていない状況にあり、海岸地域の地価は津波被害の不安を反映したかのように低下するとともに空家が目立つようになったとも聞いています。

このような状況を踏まえて海岸エリアの津波防災づくりをどのような方向で進め、安心安全な海岸地域づくりにつなげていくのかを明確にしていくことが不可欠で、喫緊に対応していく必要があると考えます。

(市の考え方)

本市における津波対策として、東日本大震災を踏まえ平成 23 年 6 月に策定した茅ヶ崎市防災対策強化実行計画及び 25 年 3 月に修正した茅ヶ崎市地域防災計画において、津波に関する情報の伝達体制や知識の普及・啓発、また、津波防災施設及び設備の整備を位置づけています。

具体的な取り組みとして、津波浸水予測に基づく津波ハザードマップの作成・配付や津波避難訓練の実施、また、新型防災ラジオの開発・有償配付や津波一時退避場所の確保及び備蓄資機材の整備、海面監視カメラの設置など、多くの津波対策に関する取り組みを実施しています。

今後とも引き続き、これらの津波災害に備えた取り組みを進めるとともに、市民の安全・安心の向上を図るため、「災害に強いちがさき」を目指し、津波対策の充実に努めます。

(意見 83)

施策目標 28 あらゆる災害や危機に効果的に対応する

(イ) に災害時の初期避難のあり方として、「災害時、警報前であっても市民が自己判断で避難できるよう、防災意識の啓もうに努める」を追加して下さい。

(すでにサザンビーチ周辺の土地利用を考える会で要望書を提出しています。)

(市の考え方)

災害に対する自助の取り組みとしては、ご意見にあります「自己判断での避難」のほか、「防災備蓄の準備」や「避難経路の事前確認」など、各家庭において具体的に組み込んでいただくべきことは、他にも多く考えられます。また、自助の取り組みだけでなく、共助や公助の取り組みについても同様であり、これらをまとめて、「自助、共助、公助、それぞれの役割を認識できるよう意識の普及に努める」としており、そうした意識の普及に向けた取り組みについて、今後も引き続き実施していきます。

(意見 84)

施策目標 29 の施策のねらいに、振り込め詐欺を追加する必要があると思う。

(市の考え方)

本市市域における振り込め詐欺の被害は、平成 25 年度において 26 件、1 億 1497 万円の被害がでています。こうしたことから、振り込め詐欺からの被害を未然に防ぐことは、重要であると認識しており、茅ヶ崎警察署との連携のもと、未然防止及び更なる啓発に努めます。

なお、振り込め詐欺の未然防止に関する施策のねらいについては、施策目標 27 の施策のねらい「(ア) 犯罪の未然防止」に位置づけています。

(意見 85)

39 ページ

消防署海岸出張所と同小和田出張所との間に新たな出張所を増設し、効果的な消防業務を効率的に推進していただきたい。

(市の考え方)

国が示した消防力の整備指針において、消防署や出張所、消防隊、救急隊の数については、人口規模に応じた配備数などが示されています。この整備指針に基づき、本市における消防署や出張所の配置は、市内で発生した災害に一定の時間内に到着できる適正な位置に整備されているものと考えているため、新たな出張所の設置については考えていません。

なお 消防署小和田出張所については、平成 29 年度に現在の場所から南東部に移転する計画があります。これにより、小和田出張所における車両の配置や体制を見直し、消防力の更なる強化を図ります。併せて日ごろから地域と連携しながら市民の防火・防災意識の向上に努める等、引き続き、効果的・効率的に消防業務を推進します。

(意見 86)

施策目標 33 の「災害情報・統括・管理し、あらゆる活動を支援する」に関する出動指令については、平成 27 年度供用開始予定の新庁舎 4 F に配置する消防本部内の消防指令システムを寒川町と共同利用することで本市と寒川町が一体となって、的確・迅速に行い、あらゆる災害に対応することなのでとてもいいと思います。

また、名称を「消防指令センター」を付けてはどうでしょうか。

(市の考え方)

本市では、ご意見にありますように、消防通信指令システムについて、寒川町と共同運用を行うことで、消防指令業務の効率化、応援出動の迅速化などを図っていきます。

また、新たな通信指令室に係る名称については、今後具体的に検討を進めていきます。

(意見 87)

施策目標 33、施策目標 35 の記述について、再見直しが必要ではないか。消防の支援業務と実施業務が混在しているように思われる。注記欄も重複している。

(市の考え方)

施策目標 33 については、119 番通報を受信して消防部隊を出動させる指令部門を担っており、施策目標 35 は、指令部門からの指令を受け、火災等災害現場で活動する部門を担っています。両部門とも災害からの救助・救出を目標に業務に取り組んでいるため、重複した表記も一部ありますが、ご理解をお願いします。

また、見直し理由欄の記述については、重複しているものもありますが、修正・加筆等があった場合に、その理由を項目ごとに示しているものであるため、修正は行いません。

(意見 88)

基本理念 4 のまちづくりについて、意見を提出します。

自然と共生する便利で快適なまちづくりというキャッチコピーですが、自然共生社会を実現するためには現在の残り少ない自然環境を保全し、生物多様性を守ることが必要です。現在は便利で人間にだけ快適なまちになってしまっています。

清水谷は特別緑地保全地区になりましたが、周りは道路で囲まれています。里山公園も同様です。土日のイベントのために緑地を潰し駐車場になっています。相模川の新しい堤防上も同じ。松尾川雨水幹線せせらぎの完成を拝見しました。かつての松尾川の面影を再現する、とあります。生物多様性を重視した再生・創造の施策を行えばこのような「松尾川」はありえません。生物多様性を踏まえたみどりの保全・再生・創造を行いますと政策目標を加えてください。

政策共通認識として「環境」を挙げていますが、以上の理由から全庁的に認識されていると思えません。

(市の考え方)

ご意見をいただきましたみどりの保全や生物多様性の保全の考え方については、まち

づくり分野にある都市部局の施策目標の一つである「美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する」の中に位置づけを行うとともに、さまざまな取り組みを進めています。

さらに、この施策目標の「施策のねらい」の一つには、生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と心豊かな生活を支えるみどりを創造することを位置づけており、ご意見をいただきました生物多様性の保全や市街地と自然の調和を念頭においたまちづくりについては、既に位置づけていると認識しています。こうしたことを踏まえ、行政だけでなく市民の皆さまも含め、自然環境や生物多様性の保全に関する意識醸成に努め、今後も引き続き、関連施策を推進します。

また、連携の仕組みはあっても環境への配慮が不十分となってしまう場合がありますので、業務計画や業務棚卸に関する庁内会議などにおいて、5つの政策共通認識を念頭に置いた事業となるよう領域を超えて確認・啓発を行っています。

(意見 89)

中間見直しの対しての意見を述べさせていただきます。

安全で美しいまちにしたいとの思いで活動をしています。自転車事故の多い茅ヶ崎で事故を少しでもなくしたい、左側通行のラミネートプレートを装着し促進することで自らの意識を高めて周りへ広めることで減少化につながると思います。市長が率先して自転車事故を減らす運動をされていることで役所の自転車にも私たちのプレートを100枚装着されることになり、ありがとうございました。感謝いたします。

(市の考え方)

本市では、平成26年4月に策定した「第2次ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車の利用に関するルールの周知徹底を重点に取り組みを進めています。自転車の車道左側通行を促すラミネートプレートを作成いただいたことは、自転車事故の防止に向けた周知の方法の一つとして意義があると考えています。今後においても、さまざまな手法を活用し、自転車の利用に係るルールの周知徹底に努めます。

(意見 90)

施策目標 37

(ウ) 防災体制の構築

ハード面での防災体制構築の公助の役割として、不足しているJR南側海岸地区の広域避難場所・一時避難所収容能力の増強、地震による倒壊の恐れのある公共施設の耐震化、狭あい道路の拡幅を急ぐこと。

(市の考え方)

ご意見をいただきましたJR東海道線南側の防災体制については、平成26年10月現在、広域避難場所として3か所を指定しているほか、津波一時退避場所として、協定マンション80か所、小中学校13校を指定しています。今後についても、公共施設等の整備にあわせて、広域避難場所の拡充を進めるとともに、避難者が使用する毛布、アルミブランケット、トイレセット、ポータブルテント等の配備を進めていきます。

また、20年度より「公共施設整備・再編計画」に基づき、耐震性に課題のある公共施設を優先に整備を進めてきましたが、社会・経済状況の変化を原因に計画を見直す必要が生じたため、25年度に「公共施設整備再編・計画（改訂版）」を策定しています。この計画においては、市民ニーズの高い公共施設を中心として、すでに設計等が完了しているものを優先し、28年度以降に順次整備を進めていきますが、再整備対象施設については、基本構想の見直しの視点の1つである「安全・安心の更なる強化」の視点から、第3次実施計画以降の中で、優先度を見極め、計画的に整備を進めていきます。

狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得するとともに、併せて周辺について積極的に自主後退の協力要請を行い、拡幅整備を進めることで、交通・災害等の都市機能の向上を図ります。

今後についても、防災体制の構築に向けた公助の役割を果たしていくとともに、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

（意見 91）

施策目標 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

茅ヶ崎ゴルフ場跡地の緑の空間を残すことが以下の市民の声を反映したまちづくりであり、ビルの建設などの開発ではない。未来にわたって跡地が緑の空間として担保されるようゴルフ場跡地を市街化調整区域に指定して欲しい。

市民はまちづくりで大切にしてほしいことの筆頭に「安全・安心な街づくり」を、まちづくりで力をいれてほしいことの筆頭に「自然環境（海・川・緑）などの保全・創出」を、又良好な住環境の形成に向けて求められる取組については「公園・緑地の整備と緑の保全・創出」を筆頭に挙げている（茅ヶ崎市緑の基本計画）。又まちづくり市民満足度調査結果では移り住みたい理由の筆頭に「災害に対する不安が大きい」を挙げており（茅ヶ崎総合計画第2次実施計画）、これを受けて茅ヶ崎市総合計画第2次実施計画では「防災・減災事業で、第2次実施計画に位置づけた事業以外にも、重要かつ緊急性の高い事業については、予算を確保し、優先的に事業実施に取り組む」としている。

（市の考え方）

都市計画は、優先的かつ計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分され、その区域の区分を定期的に見直しています。

現在行われている見直しにおいて、市街化区域を市街化調整区に変更する基準としては、県の通知により「当分の間市街化が見込めない土地及び傾斜地山林等の土地」がその対象とされています。このことから、茅ヶ崎ゴルフ場については、ゴルフ場として都市的土地利用がされているなど、現時点では県から示されている基準に適合しないものと考えています。

（意見 92）

施策目標 42 の施策のねらいの中の、幹線道路、環状道路の整備と通過交通の抑制の関係がわかりにくい。現状の記述では、幹線や環状道を路整備することによって通過交通が抑制されるように思われるが、幹線・環状道路の整備と通過交通の抑制は別の施策

と思われるので、この部分は「・・・道路を整備するとともに通過交通を抑制し、・・・」が適切な表現ではないか。

(市の考え方)

本施策は、幹線道路の整備により交通を円滑化し、渋滞を避けるため生活道路へ流入する通過交通車両を抑制し、同様に茅ヶ崎駅を中心とする環状道路の整備により駅周辺へ流入する通過交通車両を抑制することで施策にある効果を表したものです。

しかし、現状の表現では、幹線道路、環状道路の整備と通過交通車両の抑制の関係がわかりにくいため、幹線道路、環状道路を整備し生活道路や茅ヶ崎駅周辺に流入する通過交通車両を抑制することを施策のねらいに追記しました。

◆修正部分の対照表

修 正 後	
45ページ	
「7 基本構想の見直し案」の表中	
見直し素案	見直し理由
イ 施策目標42 交通を円滑に処理する道路網を整備する <u>施策のねらい</u> (7) 幹線道路・環状道路の整備 都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、茅ヶ崎駅を中心とする環状道路を整備し、生活道路や駅周辺に流入する通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮し、バリアフリー化された道路づくりを進めます。 …… (略) ……	…… (略) …… <u>【 安全・安心の視点】</u> <u>【 少子高齢化の視点】</u> <u>交通の円滑化による安全な道づくりの取り組みを明確にするとともに、高齢者等が外出しやすい空間を創出するためには道路のバリアフリー化も必要となるため見直します。</u> …… (略) ……

街づくりのための環境整備をしてほしいです。まず交番脇にある喫煙コーナーを移動し囲いを付ける。何故なら隣の広いベンチが喫煙者に占領され、通行人の障害や副流煙に巻き込まれています。花壇に空きかんなどポイ捨てが後を絶ちません。改善して下さい。バスロータリにあるモニメントを移設し、潮風を感じるシンボルツリーを植林してもらいたい。例えば東京 J R 阿佐ヶ谷駅南口広場にある巨大なメタセコイア、それに連動する中杉通りのケヤキ並木道、気持ちいい景観、それに比べると現況は残念な印象です。バス停にはベンチがありますが東西、南側にも欲しい。小さいお子様連れのお母様やお年寄りにはあるといいですね。またミニ立体駐輪場があると安全で安心になると思います。潤いある美しい花壇の充実を望みます。最後に案内板の設置を多くしてわかりやすい誘導をお願いします。

(市の考え方)

J R 茅ヶ崎駅南口駅前広場改修については、現在工事が施行されている茅ヶ崎ラスカの増床工事終了後に行う予定としており、現在関係機関と改修内容について協議を重ねているところです。

モニメントの移設や、シンボルツリーの植樹、バス停ベンチ設置については、限られたスペースの中で最大限の効果が得られるようなレイアウト等を検討し、安全・安心なまちづくりを推進します。

茅ヶ崎駅南口の喫煙所については、平成 26 年度を目途に移設または廃止に向けて関係機関と協議を進めています。

茅ヶ崎駅南口にあります 3 か所の自転車駐輪場（幸町・共恵・ツインウェイ南）については、多くの市民の皆さまにご利用いただいております。一部の自転車駐輪場においては、満車により駐車をお断りすることもあり、ご迷惑をお掛けしています。

本市では、特に茅ヶ崎駅南口周辺において、新たな自転車駐輪場を開設するための用地の情報収集を行うとともに、民間事業者による自転車駐輪場の設置費用に対する補助を実施するなど、自転車の駐車スペースの確保に取り組み、一日も早く、市民の皆さまが安全に安心して自転車駐輪場を使うことができるよう取り組みを進めていきます。

案内板の設置については、現在策定を進めている「(仮称)茅ヶ崎市公共サインガイドライン」の考え方にに基づき、茅ヶ崎駅南口の駅前広場の改修にあわせ、歩行者や自転車利用者にとっても、視認性が高く、わかりやすいサインの配置に関する計画策定に取り組んでいきます。

(意見 95)

施策目標 45

(ア) 公共建築物の整備

施設づくりの中で、地震による倒壊の恐れのある公共施設の耐震化を最優先事業とすること。

(市の考え方)

平成 20 年度より「公共施設整備・再編計画」に基づき、耐震性に課題のある公共施設を優先に整備を進めてきましたが、社会・経済状況の変化を原因に計画を見直す必要が

生じたため、25年度に「公共施設整備再編・計画（改訂版）」を策定しています。この計画においては、市民ニーズの高い公共施設を中心として、すでに設計等が完了しているものを優先し、28年度以降に順次整備を進めていきますが、再整備対象施設については、基本構想の見直しの視点の1つである「安全・安心の更なる強化」の視点から、第3次実施計画以降の中で、優先度を見極め、計画的に整備を進めていきます。

（意見 96）

施策目標 47 の施策のねらいに、近年の集中豪雨による短時間降水量の増加への対応を追加した方が良いのではないかと。

（市の考え方）

ご意見にありますように、短時間で集中的に降る大雨による浸水対策は重要な課題の一つであると考えています。本市においては、雨水幹線や枝線整備を進めて浸水軽減に努めているところですが、近年、気候変動等に伴い局所的な大雨の頻度が増加していることを踏まえ、ハード整備の水準を超えるような降雨に対しては、「(イ) 雨水対策」に記載している面的な対策である貯留・浸透などの雨水流出抑制対策をさらに推進していくとともに、防災上の視点からもソフトや自助による取り組みを含めて浸水リスクの最小化を図る必要があると考えています。

（意見 97）

45 ページ 快適な水環境が守られるまちについて

46 ページの河川整備ですが、「河川整備は、生物多様性を配慮した自然環境と治水を基本としながら、条件の整った区域では、親しみやすい水辺空間を……」としてください。河川は用水路ではありません。

（市の考え方）

河川整備については、ご意見にありますように、条件の整った区域においては生物多様性にも配慮した整備を行う必要があると考えています。しかしながら、「千ノ川整備計画」においては、計画策定時に検討委員会で整備手法等を検討した結果、喫緊の課題である浸水対策を優先するため、多自然型護岸整備ではなく、コンクリート護岸による整備計画に決定した経過があります。

なお、その他の河川においては、今後も整備を進めるにあたり、条件が整ったところから生物多様性にも配慮した整備を進めるよう検討していきますが、治水対策と生物多様性への考慮のバランスを取りながら整備を進めていくことから、文章の修正は行いません。

（意見 98）

安心・安全・快適なづくりを目指した、地域ルールの策定について

茅ヶ崎市においては今年度から「きれいなちがさき条例」を活用して、海岸における

ごみ箱の撤去実験（放棄に対する罰金の徴収）を行うなど新たな取り組みを行っているところですが、今度、この取り組みを拡大していくとともに、海岸（都市公園エリア）における無原則なバーベキューの抑制（場所を限定した有料による利用への転換）などについても検討し、逗子市や鎌倉市等とは違う独自の地域ルールを策定し、市民に誇りを持てる海岸にしていく必要があると考えます。

（市の考え方）

近年、ゴールデンウィークから夏季の期間中において、数多くのバーベキュー利用者が海浜利用され、くずかごからごみがあふれ出すなど景観や環境悪化を招く状況が続いていました。

こうしたことから、平成 25 年度に海や浜に関係する団体により構成された「海・浜ルールブック改訂協議会」により、ルールブックの改訂を行いました。その改訂作業の中でも海岸におけるバーベキューの抑制について検討しましたが、海岸の自由使用の原則によりルール化できなかつた現状があります。

そうしたことを踏まえ、本市では 26 年 7 月から 10 月まで、一部のくずかごを試験的に撤去し、公益財団法人かながわ海岸美化財団やボランティア団体等と連携のうえ、海岸・地域へのパトロールを実施し、ごみ排出状況のモニタリング調査を行うとともに、利用者に対し、ごみ持ち帰り啓発チラシの配布や啓発看板の設置など海岸美化の推進に向けた取り組みを進めてきました。

現在のところ、ごみの不法投棄など目立ったトラブルも発生しておらず、順調に取り組みが進んでいるものと考えていますが、今後もマリンレジャーの多様化や海岸利用者の増加によるマナーの低下について対応できるよう、必要に応じ「海・浜ルールブック」の改訂を進めるとともに、バーベキューのごみ対策については、モニタリング調査結果や関係機関のご意見を踏まえ、27 年度以降の方向性を定めていきたいと考えています。

（意見 99）

グランドプランについて

現在の基本構想においては、グランドプランの推進についての具体的な記述がほとんどなく、事業スケジュールもはっきりしていない状況にあります。

一方、グランドプラン策定後約 7 年の月日がすでに経つ中（この間、事業はほとんど行われていません）、国有地の払い下げの完了、西浜駐車場の廃止及び県有地の売却の動き、東日本大震災の発災を踏まえた津波防災地域づくり法の制定、えぼし岩周遊事業の実施、NPO 法人茅ヶ崎海岸づくり推進機構の設立など、新たな動きが目白押しです。

このような状況を踏まえると、グランドプランのコンセプトの確認とさまざまな状況を勘案して事業スケジュール及び運営方針等の抜本的見直しが不可欠であり、喫緊に対応していく必要があると考えます。

（市の考え方）

基本構想はまちづくりの大きな方向性を示すものであるため、個別計画のひとつである茅ヶ崎海岸グランドプランの推進に向けた具体的な取り組みについては、ご指摘のと

おり記載がないものとなっています。

グランドプランの推進については、計画策定から7年が経過する中、平成24年3月に一部改訂をしていますが、事業スケジュールどおりに事業が進捗していない現状があります。しかしながら、長年の課題となっていた国有地払い下げ事業が25年度に完了し、未利用地の活用方針が確定いたしました。

こうしたことから、グランドプランの基本理念（茅ヶ崎海岸の自然環境や景観の維持・保全）を踏襲しつつ、旧西浜駐車場の売却の動きや漁港老朽化対策事業の進捗状況など、プラン策定時と状況が変化していることも踏まえ、庁内関係各課や各関係団体との協議を行いながら、NPO法人茅ヶ崎海岸づくり推進機構と連携して、事業スケジュールの見直しや土地利用の方法について検討を進めます。

（意見 100）

政策目標 16 社会の変化に対応できる行政経営

PDCA サイクルが効果的に行われるためには各段階での職員の問題解決能力が欠かせない。目標が達成できない場合はサービスの受け手である市民の声をよく聞き、課題を認識し、専門知識を生かして課題解決の方策を前例にとらわれない柔軟な発想で考え、これを新たな計画に提案する積極性と能力が求められる。上からの指示を下から見上げる「ヒラメ族」やこれまではこう「だった」からできないと言い訳する「だった族」職員を養成してはならない。

（市の考え方）

本市では、平成25年1月に作成した人材育成基本方針において、市民の視点で考え市民のために働く「市民本位意識」、限られた時間の中で効果的に成果を出し職務を遂行する「スピード・コスト意識」、業務知識や経験を積み自身の能力を高めようとする「成長志向」など、職員に必要な意識を位置づけています。

今後についても、さまざまな社会経済状況の変化などに対応するとともに、課題に的確に対応できる職員を育成する能力開発の機会を提供していきます。

（意見 101）

「市長・副市長の執務環境の整備」が基本構想になじむのか。ちょっとおこがましい。

（市の考え方）

本施策は、「市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする」ことを目標としています。目標を達成するためには、市長・副市長が市政を円滑に推進するために必要な情報収集や交際を行うことができる環境を整えることが必要であると考えており、庁内の取り組みなどの情報をスピーディーに取りまとめ、市長・副市長へ報告できる体制を整備し、執務を円滑に行える環境を整えていきます。

（意見 102）

48～49 ページ「ア 施策目標 53」の施策のねらい(イ)において、市政情報コーナーの整備・充実を位置づけてください。

(市の考え方)

市政情報コーナーの整備、充実については、施策目標 60 に位置づけています。

なお、市政情報コーナーについては、「新庁舎基本計画」において分庁舎から新庁舎への移転を位置づけていますので、引き続き市政情報の掲示スペースの拡大や配架資料の充実等について、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、検討を進めていきたいと考えています。

(意見 103)

5 基本理念 5 (1) 政策目標 16 イ 施策目標 54 (49 ページ) 施策のねらい「(イ) 総合計画の確実な進行管理」の説明文の 4 行目にある文言「行政外部の主体による外部評価・・・」がどのようなカテゴリーのもので、その主体は具体的にどのようなものなのか、もっと市民が判るような文言を用いてもらいたい。

また、(イ) の見出しにある「進行管理」という文言と行政評価或いは外部評価と同一視しているように考えられるが、一般的には別物である。進行管理は、計画の実行段階で、どちらかと言うと将来を見据え進捗をはかることであり、一方、評価は実行後の(過去の) 事柄を一定のルール或いは目標に基づき評定を行うことと考える。

(市の考え方)

基本構想は、本市のまちづくりの大きな方向性を示すものであるため、施策のねらいにおいても、その基本的な考え方や方向性を示したものであるため、いただいたご意見にあります外部評価の実施主体等の具体的な表記はなじまないと考えます。

また、施策のねらいの(イ) では、計画の進行管理について、行政計画の推進にあたり行政評価を活用し、定量的な目標設定などを行ない、適確な改善につなげる旨を記述しており、ご意見にありますように、進行管理と評価は別物であり、進行管理のひとつのツールとして行政評価を実施しています。

(意見 104)

施策目標 54 の施策のねらい(オ) については、戦略や効果的な計画を展開するためには、まず豊かな長寿社会のイメージをはっきりとすることが大切である。長寿であることを誰もが享受できる豊かな長寿社会では、日常生活についての具体的なイメージが湧いてこないのではないかと。肉体面だけでなく精神面も充実した豊かな人生を送れる社会の構築が目標なのではないかと思う。

(市の考え方)

豊かな長寿社会に向けた取り組みの推進については、長寿ということだけを単に寿命という量的な部分で捉えるのではなく、長寿の量的な部分と質的な部分の双方から捉え、生活の質が充実した社会を目指した取り組みを進めていきます。今後、市民の皆さまのご意見をお聴きしながら、具体的事業などを含めた取り組みの方向性を定めていきます。

（意見 105）

自治会を中心とした、地域づくり運営委員会が思いおこされます。社会福祉協議会、青少年育成推進協議会が結成されました。きめこまかな地域の課題をとりあげ、よりよい街づくりを真剣に考えたように思います。

それぞれの課題に取り組めるきめこまかな組織があります。その組織を見なおし、お互いに支えあう組織のあり方を検討できないでしょうか？

（市の考え方）

地域の各種団体が連携し、地域の力を発揮できる環境づくりとして市が提案しているのが、新たな地域コミュニティの取り組みです。今後も、この取り組みを通して、地域の力が向上するよう支援を行っていきます。

本取り組みにおいて、地域に設立をしていただいている（仮称）まちぢから協議会については、地域を代表する組織として、地域の各種団体と協力・連携しながらの活動を行っています。

(意見 106)

施策目標 58 の施策のねらい (イ) の環境づくりには、ソフトとハードがあると思う。今回は注記欄に記述されたようなハード面 (活動拠点づくり) と思われるので、もう少し具体的でわかりやすく記述した方がよいと思う。

(市の考え方)

ご指摘のように、施策目標 58 の施策のねらい (イ) の「環境づくり」については、主として地域集会施設の整備を指していることから、次のとおり修正しました。

◆修正部分の対照表

修 正 後	
51ページ	
「7 基本構想の見直し案」の表中	
見直し案	見直し理由
ア 施策目標58 市民と行政が協力して自治の進展を図る 施策のねらい ・・・ (略) ・・・ (イ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援 自立した市民が主体的に活動できる <u>拠点の整備や環境づくりを進めるとともに、新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。</u> ・・・ (略) ・・・	・・・ (略) ・・・ 【その他】 少子高齢化が進展する中で、地域での顔の見える関係づくりや連携体制の構築がより重要になっていることから、それらを醸成するための拠点となる地域集会施設の整備を進めます。また、地域のきずなづくりや、自主的な課題解決のための取り組みを促す必要があることから、コミュニティ活動の支援を明確化するとともに、コミュニティ活動を支援することが地域の活動の担い手の発掘につながることで、また地域の人材育成は地域が主体的に担うべきことから、見直します。 ・・・ (略) ・・・

修正前

51ページ

「7 基本構想の見直し素案」の表中

見直し素案	見直し理由
<p>ア 施策目標58 市民と行政が協力して自治の進展を図る</p> <p>施策のねらい ・・・(略)・・・</p> <p>(イ) 市民主体の活動の環境づくりと活動支援 自立した市民が主体的に活動できる_____環境づくりを進めるとともに、 <u>新たなコミュニティの活動を支援し、地域のきずなをつくり、地域での活動の担い手の発掘、自主的な課題解決のための取り組みを促進します。</u> ・・・(略)・・・</p>	<p>・・・(略)・・・</p> <p>【その他】 少子高齢化が進展する中で、地域での顔の見える関係づくりや連携体制の構築がより重要になっていることから、それらを醸成するための拠点となる地域集会施設の整備を進めます。また、地域のきずなづくりや、自主的な課題解決のための取り組みを促す必要があることから、コミュニティ活動の支援を明確化するとともに、コミュニティ活動を支援することが地域の活動の担い手の発掘につながることで、また地域の人材育成は地域が主体的に担うべきことから、見直します。 ・・・(略)・・・</p>

(意見 107)

「協働」と「協力」

施策目標58「市民と行政が協力して自治の進展を図る」とあるが、市民と行政が一緒になって進めていくということからすると、「協力」よりも「協働」という文言の方が適切である。

(市の考え方)

本市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されることを基本理念としていることから、「協力」という文言を用いています。

(意見 108)

共生と協働

これは市民としても必須である。しかし、現在ほとんどはバラバラである。災害時に共生といっても考えられない。確かに津波や火災時に共生が必要であるが、今年2月8日の大雪のような場合、雪かきをどうするかが問題であった。

せいぜい自宅前だけで高齢者はできず、若い人は出勤し、除雪が一部でもできないと車が動かさない状況であった。常々感じるところであるが、自治会の存在意義が市から

の広報等の配布、回覧、ごみ等の問題、民生委員の福祉対策のように上部からの連絡だけで、極端に言えば毎年順ぐりに就任している会長、組長の名前も知らないという実態であり、町内のことがほとんどわからない。ウォーキングしている人も個独で挨拶しあっている姿はほとんど見かけない。このような実態の中でどうして自助、共助といえようか。

(市の考え方)

平成 26 年 4 月現在、本市では市内全世帯のうち約 80%の世帯が自治会に加入しています。各種情報の伝達や資源物の有効活用の推進のほか、さまざまな行事や地域活動を通じて、地域内の隣同士のコミュニケーションを図ることで、連帯感を醸成し、明るい住みよいまちづくりを目指しています。

現在、本市が推進している新たな地域コミュニティの取り組みについては、この自治会を中心に、地域に（仮称）まちぢから協議会を設立していただき、地域の皆さんの顔の見える関係づくりや、情報・課題の共有などを行い、地域の共助を進めるものです。この取り組みを通して、自治会活動も活性化するものと考えています。

(意見 109)

市民の中には住んでいても東京や横浜等市外に勤務している人が多い。そして今、これらの人は退職期を迎え、家にいる人が増えている。自分もその一人であるが、これらの人は家はあっても茅ヶ崎にコミュニティをもっていない。奥さんから近所の情報を知るぐらいである。しかし、これらの人は外の社会的知識をもっているが、コミュニティがないので、いろいろ感じていても町内で話合うすべがない。市は高齢化社会の福祉面が主体だが、これらの人の活性化で自治会（町内会）レベルでの活性化につなげ、市民個人々人が茅ヶ崎市民或いは各町内会のレベルでの市民意識から市民参加するような方策を考えないと自助→共助にはつながらないと考える。津波より軽い雪でさえ、対応が十分できない市民層に対しいくらいっても効果はなく、自治会レベルでの活性化を考えてほしい。

(市の考え方)

仕事を通じて、さまざまな技術や能力を積み重ねてこられた方が、地域に数多くいらっしゃることは、本市にとって大きな財産であると認識しています。

現在、市が推進している新たな地域コミュニティの取り組みについては、自治会を中心に、地域に（仮称）まちぢから協議会を設立していただき、地域の誰もが関わることができる組織として、地域の皆さまの顔の見える関係づくりや、情報・課題の共有などを目指しています。この取り組みを通して、多くの方々に地域のまちづくりに関わりを持っていただくことで、自治会活動も活性化するものと考えています。

(意見 110)

50、51 ページ

職員一人ひとりの能力が生かされることが市民サービスの向上に最も繋がる要因と

考えます。そのためには「職員がやる気を持ち、成果を出せる体制づくりに全力を傾けていただきたい。

(市の考え方)

ご意見にありますように、職員一人一人の能力を向上し、生かしていくことが市民サービスの向上に必要なことと考えています。そのため、平成25年1月に策定した「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）」では、「市民のために経営感覚を持ち自ら考え行動する職員」をあるべき職員の姿として定めており、そのための知識・スキルの向上の機会づくり、自律的・自発的行動を促す組織風土づくりなどについて確実に取り組みを進めます。

(意見 111)

51 ページ 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくるについて

人材育成ですが、職員を育成する上司の資格向上が先と思います。

正しい判断力、指導力のある上司の下で、職員は、能力、意識、技術の向上が得られるのではないかと思います。

ぜひ、上司の資格試験を行い、人材育成の道筋を作ってください。

(市の考え方)

管理監督職にある職員の求められる能力として、的確に業務の進行管理を行い、所属職員の能力・適正を踏まえた能力開発に取り組む能力が大切であると考えています。また、管理監督職への登用については、人事評価制度により日頃の勤務状況を評価し、その適性を見極めた上で行っていますが、今後とも職に応じた「果たすべき役割」を十分に担えるよう、能力開発の機会を提供していきます。

(意見 112)

施策 59「適正な人事管理」

これも基本構想になじまない。敢えて入れるとしたら、服務規律は厳格化すべきだし、給与改善よりは給与総額の削減とすべきだろう。

他市ではめずらしい項目を入れているのは、何か大きな問題を持っているからではないのか。

例えば、組合から押され気味のことはないのか。

(市の考え方)

服務規律の向上については、市民からの信頼を得る職員を目指すため、意図的に記述したのですが、職員として順守すべき行動規範等を規定したものであり、まちづくりの大きな方向性を定めた基本構想に位置づけることは適切ではないため、ご意見を踏まえ、次のように見直しました。

とあります。施策目標 59 では、「多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材を育成します」とあり、業務委託の説明文とは違っています。こうした場当たりの説明をやめ、業務委託の説明は取り消すべきです。

(市の考え方)

社会構造の変化やライフスタイルの多様化、健康志向や防災意識の高まりなどに伴い、市民ニーズが複雑・多様化している中、今までと同様に行政サービスを提供することについて、さまざまな課題が生じています。

こうした状況のもと、質の高い公共サービスを継続的に提供するためには、官民の役割分担を見直し、行政機関以外の多様な主体に公共サービスの一部を担っていただくことが重要であると考えています。

そのため、例えば窓口での受け付けやデータ入力業務のような専門定型業務を民間に委託したうえで、職員は、行政責任を果たす上で必要となる監督権などをしっかりと行使しつつ、緊急性の高い他の業務に従事することにより、複雑・多様化する市民ニーズに応じていく必要があります。

職員が、職務遂行に必要な知識を習得し能力向上を図ることは、自治基本条例にも位置づけられているように、市民の皆さまに提供するサービスの質を向上させるために不可欠であると認識しています。そのため、平成 25 年 1 月には「茅ヶ崎市職員の人材育成方針（改訂版）」を策定し、職員の一層の能力向上に努めているところです。

ご指摘の全員協議会資料における記述については、「定期的な人事異動に伴う一時的な業務スキルの低下を委託スタッフの配置により防ぎ、法改正への対応などより困難な課題解決に向けた人材育成を行うことができる環境を整える。」という趣旨で記述したものです。住民基本台帳法の度重なる改正により、戸籍住民基本台帳業務は年々複雑高度化しており、これに対応するための職員育成はますます必要となっています。外部委託を有効に活用することで、法改正に伴う例規等の整備や住民記録オンラインシステムの改修など、難易度の高い、常勤職員でしかできない業務に専念できる環境を整えます。

(意見 114)

職員の健康の保持・増進

基本構想にはなじまない。

(市の考え方)

行政サービスの提供の担い手である職員の健康保持・増進を図ることは、行政運営に取り組むうえで重要なことであると考えているため、基本構想に位置づけたものです。

(意見 115)

52 ページ「ウ 施策目標 60」の(エ)の本文を下記のように修正してください。

「地方自治の本旨にのっとり、茅ヶ崎市における自治を着実に推進するため、茅ヶ崎

市自治基本条例の趣旨に基づいた市政運営取り組みを進めるとともに、自治を推進するためのさまざまな制度の検討・整備を進めます。」（下線：加筆）

（理由）

自治基本条例の根幹は、市政運営における市民の権利の確認と保障にあります（第4条、他）。このことをより明確にすることが重要であると考えます。

（市の考え方）

自治基本条例の趣旨に基づいた取り組みは、平成24年度に実施した自治基本条例の検証を踏まえ制定した「自治基本条例推進のためのアクション・プラン」に基づいて進捗管理を行っており、当該取り組みを進めることで自治基本条例に規定されている事項を具現化し、同条例を着実に推進することができるものと考えています。

基本構想における施策のねらいは、担当課が施策目標の達成のために取り組む方向性を示しています。ご意見にあります自治基本条例に基づく市政運営は、担当課だけでなく庁内全体で進めていくものであるため、自治基本条例を担当する課の施策のねらいの記述としては、素案のとおりとしています。

（意見 116）

情報開示を更に積極的に

組合との争点の開示若しくは協議状況、教育委員会の会議内容等もっと積極的にあつて欲しい。

（市の考え方）

市政に関する情報については、市役所分庁舎2階にあります市政情報コーナーや市公式ホームページにおいて、積極的に公開するよう努めているところです。また、行政で開催する審議会や教育委員会の会議などについては、個人情報扱う場合などについては非公開となりますが、原則公開で行っています。

今後とも、市民の皆さまの関心が高いと思われるさまざまな情報について、積極的な情報提供に取り組んでいきます。

（意見 117）

施策目標 61 の「戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う」についての一つの課題は、昨年発生した逗子市のストーカー殺人事件で個人情報のデータを不正に流出した事件を受けて住民基本台帳の閲覧制限を見直して、対策を強化してほしい。

（市の考え方）

本市におけるDV・ストーカー被害の支援対象者の住民記録閲覧については、閲覧する際に使用する住民記録総覧簿から削除することで、閲覧制限をかけています。また、住民票の写しや戸籍附票の請求については、支援対象者ご本人以外から交付請求があつても、交付しないように制限をかけています。

さらに、DV・ストーカー被害者の支援及び情報の取扱いについては、今後も引き続き支援対象者の個人情報保護の徹底を図っていきます。

(意見 118)

52 ページ

小出支所を小出小学校敷地内南西角（現プール）に移設するとともに消防署小出出張所併設し、北部の行政拠点・防災拠点としての位置づけを行っては如何でしょうか。

（市の考え方）

小出支所については、既に、北部の行政拠点及び防災拠点（早期避難場所）と位置づけているほか、「公共施設整備・再編整備計画(改訂版)」の整備プログラムに基づき、平成 29 年度に耐震補強工事を計画しています。

また、消防署小出出張所については、国が示している消防力の整備指針に基づき、本市の消防署・所の配置は適正な配置状況であるため、小出支所とは北部の防災拠点として連携して災害時に円滑な応急対策活動の実施に努めますので、ご理解をお願いいたします。

(意見 119)

政策目標 18 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営〈財務〉

「新しい公共」の下に民間資金を利用した公共施設の建設（P F I）が進むと、経常収支比率は高くなり財政運営の硬直化を招く。P F Iによる債務残高の上限を定める必要がある。

P F Iは長期資金調達の一形態なので、実質的な借金残高が分るよう市債残高と共に P F Iによる債務残高を併せて市民に示すこと。

（市の考え方）

P F I（Private Finance Initiative）手法は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法であり、平成 24 年 2 月に策定した「公民連携推進のための基本的な考え方」の中で、公民連携の具体的手法の一つとして位置づけています。

「公民連携推進のための基本的な考え方」では、同時に、事業手法の選択手順も示しており、その中では、①施設整備が含まれ、②施設整備費が概ね 10 億円以上であり、かつ③着工開始まで概ね 2 年以上ある事業の場合には、P F I手法を検討することとしています。その上で、直営で実施する場合と比較して、V F M（Value For Money：支払に対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方）が期待できる場合に、P F I手法により事業を実施することとなります。

P F I手法による事業実施に係る費用については、債務負担行為を設定し将来負担比率に算入するため、ご指摘のとおり経常収支比率にも影響がありますが、経常収支比率を含めた各財政指標については、あらゆる機会において注視しながら、行財政運営を行っているところです。

また、市民の皆さまに、わかりやすい表現とすることは重要なことであり、様々な取り組みを行っているところですが、ご指摘の点についても、どのような表現の仕方がよいのかなど、今後において検討していきたいと考えています。

(意見 120)

施策目標 69 (ア) 透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札・契約の執行

柳島スポーツ公園の大型入札は 72 億円を提示した美津野グループより約 3 億円高い亀井工業ホールディンググループが落札した。総合評価で逆転受注となったが、同じことが亀井工業と戸田建設 J V が大成建設より高い価格で受注した新庁舎建設の入札でも起きている。前者は自由提案、後者は技術力の評価で大きな差があり、逆転受注になったものだが、市民の負担で 3 億円近く高い金額で発注する正当性について市民の理解を得る努力をしなければならない。総合評価方式審議会の議事録の公開と、単に評価点に止めず評価はどのようにして決められたのかについてわかりやすい説明を市に求める。

民間活力を利用した「新しい公共」の下に行う事業を審議・提案する円卓会議の委員に亀井工業社長が商工会議所副会頭としての立場で任命されている。一般論として利害関係のある民間企業の会社役員が事業提案を行う地方自治体の公的会議の委員として参加すれば、自社への利益誘導や情報収集などで受注競争において有利に立つ恐れがなしとしない。このため民間では利益誘導を防ぐ目的で、営利法人の役員が利害関係のある別の営利法人の役員を兼ねることはできない。このことを勘案すれば、公正性、公平性を担保するためには、商工会議所副会頭であっても公共施設などの建設事業も審議・提案の対象となる円卓会議の委員として建設会社の社長が委員を務めることは好ましくない。

(市の考え方)

総合評価方式による入札は、単に価格のみで落札者を決定する最低価格落札方式と違い、価格及び価格以外の要素（品質など）の両方を総合的に評価することにより、業者を決定する方法です。そのため、価格と価格以外の要素の総合的な評価の結果、他の事業者より価格が高額であっても落札することが生じることもあります。

ご意見にあります茅ヶ崎市役所新庁舎建設工事及び（仮称）柳島スポーツ公園整備事業については、それぞれ事前に落札者の決定方法と落札基準を公表し、一般競争入札による総合評価方式で入札を行い、落札者を決定しています。

また、評価については、学識経験者の意見を聴取し設定した評価項目・提案項目に対し、受注希望者（応募者）名を伏せた状態で、茅ヶ崎市役所新庁舎建設工事については茅ヶ崎市総合評価方式審査会議において、また、（仮称）柳島スポーツ公園整備事業については（仮称）柳島スポーツ公園整備事業 P F I 事業者選定委員会において、評価を実施し、落札者を決定しています。

今後においては、市民の理解が得られるように、落札者決定の経緯などについて、できる範囲において、わかりやすい説明が行えるように努めます。

茅ヶ崎市新しい公共円卓会議は、平成 24 年 2 月に策定した「公民連携推進のための基本的な考え方」において公民連携推進のための方策の一つとして、25 年 7 月に設置したものです。

この会議体は、公募による市民や地域で活動している N P O 法人、商工会議所の推薦を受けた地元事業者等、学識経験者をメンバーとして、地域を構成する多様な主体が、対等な立場で参加し、公民連携の推進に関して継続的な議論を行うものです。25 年度に

は、事業実施主体の最適化等を目指した「提案型民間活用制度ガイドライン（暫定版）」の策定に向けた意見交換を実施したところです。

提案型民間活用制度には、委託事業テーマを市が設定する「テーマ設定型」と、原則として市が実施する全ての事務事業を対象として、市民、民間団体、民間事業者等から民間委託化すべき事業の提案を受ける「自由提案型」の2類型があります。

新しい公共円卓会議は、市が設定したテーマに対する意見交換を行うものであり、「事業の審議」を行うものではありませんが、今後も透明性の高い運営に努めます。

（意見 121）

政策目標 19 公金の管理を適正に行い、安全かつ有利な運用を図る

資金運用の目標値は1～2百万円と極端に低い。運用益を仮に20%としても職員の人件費もでないので、メリットはない。資金運用をするなら最低二桁以上増やすか、それができなければやらないほうが得策である。

（市の考え方）

ご意見にあります資金運用実績額については、政策目標の達成状況を把握する目安となる数値として、「資金運用実績額（歳計現金）」を指標として設定しています。この歳計現金は、歳入歳出予算に関わる資金であり、支払準備金であることから、計画的、長期的に運用することは困難と考えます。今回新たに指標として追加した「資金運用実績額（基金）」については、毎年1千万円以上の運用益を確保しており、今後も引き続き更なる運用益の確保に取り組めます。

（意見 122）

来年4月に地方統一選挙が実施される予定です。7ページの基本理念5のように、施策全体に大きく関わるものです。投票率を増加させるために、啓発活動等をおこなっていますか。関心のなさに、むなしさを感じております。そのうえ、選挙啓発の団体の会員の減少があり、他市の情報を得ながら、市全体の課題として、会員の増加を考える方法はないでしょうか。

（市の考え方）

啓発活動については、茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会や文教大学との連携により、さまざまな活動を行っていますが、目に見える形で成果が現れていないのが現状です。

平成26年度は、統一地方選挙に向けて、若年層が行政への関心を高め、投票率が向上することを目的に「未来茅ヶ崎市」政策コンテストを実施し、その中で茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会の活動と会員の募集の案内をするとともに、市ホームページで、会の紹介や啓発活動の際には会員募集のチラシを配布して周知しています。

今後もあらゆる機会を捉え、関係団体と連携し、一人でも会員が増加するよう会員募集を粘り強く継続していきます。

（意見 123）

54 ページ 住民の意思を行政に反映させるについて

住民投票は市民の権利ですので、適正に行えるようにしてください。

（市の考え方）

住民投票制度については、自治基本条例第 28 条に規定があり、同条第 1 項において、市は別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる旨を規定しています。本市では、平成 22 年度から 25 年度までに実施した住民投票制度の調査研究及び市民の皆さまからの意見聴取の結果を踏まえまとめた「住民投票制度に関する基本的な考え方」に基づき、26 年度から具体的な住民投票制度の検討を進めています。

8 基本構想におけるまちづくりの目標体系図に関する意見（0 件）

9 指標の修正・追加に関する意見（9 件）

（意見 124）

その他各項目の中で目標値を設定していますが、もう少し高めに設定しては如何でしょうか。一考を望む処です。

（市の考え方）

基本構想策定時に設定しました目標値については、社会経済情勢の変化や法改正などの影響により、その上方修正や下方修正が余儀なくされることもありますが、これまでの実績やこれからの展望を考慮し、今後もチャレンジ性のある目標設定を行い、具体的な事業展開に取り組みます。

（意見 125）

「9 指標の修正・追加」について

政策目標 5 の平成 32 年度目標は、もっと意欲的な数値目標（35～40%）にしてはどうか。

（意見 126）

「9 指標の修正・追加」では、多くが上方修正で追加事項もあり望ましい方向に進んでいることがうかがえるが、幾つか疑問点もある。

○政策目標 5 ー指標名「地域に支え合いの仕組みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合〈資料 59 ページ〉の目標値（平成 32 年度）を 30.0%に修正されていますが、現行でも 30.0%〈資料 4 ページ〉であり修正はないのでは？

（市の考え方）

本市では、平成 27 年度から 32 年度を計画期間とする次期地域福祉計画と茅ヶ崎市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の一体的な策定を進めており、基本構想との連携を図るため、一体化する計画全体に関連する指標として、「地域に支え合いの仕組

みがあり、安心して生活できる」と思う市民の割合を設定することとしています。

指標の目標値については、26年度の調査において30.9%となり、27年度に設定した中間値28.0%及び32年度の目標値30.0%を達成していることから、更なる地域福祉の推進を目指して、いただいたご意見とともに、市及び茅ヶ崎市社会福祉協議会の計画策定に係る審議会での議論やパブリックコメント等のご意見を踏まえ、今後、適切な数値を設定します。

（意見 127）

政策目標5の「特定健診の実施率」は、第2期国民健康保険特定健康診断等実施計画の実績に基づく変更のようであるが、保健所による保健の向上や豊かな長寿社会を作るためにも、特定健診の実施率は、基本構想策定時の65%に戻し、多くの方に病気予防を呼びかけた方がよいと思う。

（市の考え方）

特定健診の実施率の目標値の設定については、第1期特定健康診査等実施計画において、現状との乖離が全国的な問題となり、本市においても第2期計画策定時に、地域の実情をより勘案した目標値の設定を行ったものです。

茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査の実施率は、平成25年度暫定値において神奈川県内19市中第2位となっており、全国平均を上回り、さらに年々上昇しているところであります。

実施率の向上に関する取り組みの重要性については、十分に認識をしており、今後も引き続き取り組みを進めます。

（意見 128）

指標名「高齢者のうち要支援・要介護認定を受けた人の割合」（資料60ページ）の目標値15.0%以下も現行（4ページ）と変わっていないが？

（市の考え方）

平成32年度の目標値については、いただいたご意見とともに、現在、策定中の第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（27年度から29年度）における認定者数や介護給付等の必要量の推計や高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会での審議、パブリックコメント等を踏まえ、見直します。

（意見 129）

政策目標8 「・・・人口増加による排出量への影響を・・・」と誤植修正。

（市の考え方）

誤字・脱字については、ご指摘いただいた箇所とともに修正を行いました。

「人口増加」については、排出量へ影響を与える要因としては、人口減も考えられることから、文章の修正は行いません。

◆修正部分の対照表

修 正 後	修 正 前
<p>62ページ</p> <p>「9 指標の修正・追加」の「政策目標 8 環境に配慮し次世代に引き継ぐ潤いのあるまる《環境》」の「指標名：1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量」の表中</p> <p>〔目標設定の考え方〕</p> <p>資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。</p> <p>排出抑制施策の効果を見る指標です。人口の増減による排出量への影響を取り除くため市民1人1日当たりの排出量を指標としています。</p> <p>・・・(略)・・・</p>	<p>62ページ</p> <p>「9 指標の修正・追加」の「政策目標 8 環境に配慮し次世代に引き継ぐ潤いのあるまる《環境》」の「指標名：1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量」の表中</p> <p>〔目標設定の考え方〕</p> <p>資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。</p> <p>排出抑制施策の効果を見る指標です。人口の増減による排出量への提供を取り除くため市民1人1日当たりの排出量を指標としています。</p> <p>・・・(略)・・・</p>

(意見 130)

政策目標 13

市街地域の雨水幹線の管渠サイズについて、降水量の増加への対応も考える必要があると思う。

(市の考え方)

市街地における雨水幹線の管渠サイズについては、計画降雨に基づく整備水準により雨水排除能力を定めており、雨水流出先である河川などの排除能力を勘案すると雨水を速やかに排除する雨水幹線のハード整備には限界があります。このため、意見 96 の市の考え方にもありますように、雨水を貯留・浸透させ、できるだけゆっくり流出させたり、雨水流出量を減少させたりする雨水流出抑制対策を含めたハード、ソフト、自助による総合的な浸水対策が必要であると考えています。

(意見 131)

政策目標 18

指標名「財政健全化判断比率」の「将来負担比率」(資料 70 ページ)を大幅下方修正(16.3%→30.0%)する理由が漠然としている。資料 18 ページでは将来負担比率の算出イメージが湧かない。

(市の考え方)

将来負担比率は、70 ページに記載のとおり、市債など市が将来支払わなければならない負債がどれだけあるかを表した財政指標の一つであり、国の示した算式に基づき、市債残高を始めとした数値の積み上げにより算出しており、今回、それを基に目標値として、記載しています。

下方修正した理由の一つとして、18 ページに市債残高の推移については掲載している

とおり、公共施設整備・再編事業など大型事業を実施するため、一時的に市債残高が増加するためです。

しかしながら、市民の皆さまにご理解いただけるよう、わかりやすい表現で説明させていただくことは重要なことと考えていますので、今後とも、あらゆる機会において、情報発信に努めます。

(意見 132)

政策目標 19

指標名「資金運用実績額」〈資料 70～71 ページ〉で「歳計現金」会計と「基金」会計の両面から目標値設定するのは、内実がわかりやすく望ましい。

(市の考え方)

ご意見にありますように、これまでは歳計現金の資金運用の実績額のみを指標としていましたが、更なる資金管理の適正化を図り、金融市場における運用実績を全体で管理するため、財政調整基金や多目的基金など基金の運用実績に関する指標を新たに追加しました。

パブリックコメントの実施に関する意見 (8 件)

(意見 133)

パブリックコメントの記入用紙には、「茅ヶ崎市総合計画基本構想の中間見直し」の趣旨と見直しになった概要等を説明してください。(今後、ほかのパブ・コメでも同様な取扱いをお願いします)

(市の考え方)

本市におけるパブリックコメント手続の実施にあたっては、計画や条例等の素案と意見記入用紙を合わせて、配布もしくはホームページ上に掲載しています。ご意見をいただきました記入用紙の変更については、限られたスペースの中ではご意見をいただくための情報を記述しきれないと考えるため、現状の対応とさせていただきます。

(意見 134)

パブリックコメントの公表が、2015 年 3 月頃となっています。公表までに時間を要する理由がほしいと思います。

(市の考え方)

いただいたご意見の取り扱いについては、パブリックコメントの意見記入用紙で平成 27 年 3 月頃に公表としていますが、26 年 12 月の市議会に議案として提案予定の基本構想の見直しの議決の結果とあわせ、公表する予定としています。

(意見 135)

当見直し(素案)の新旧対照表はないのでしょうか。

(市の考え方)

今回の基本構想の中間見直しにおけるパブリックコメントにおいては、見直し素案の修正に対する新旧対照表を提示することにより、かえって資料がわかりづらくなってしまっているのではないかという視点から、24ページからの「7 基本構想の見直し素案」については、修正箇所とその理由を提示することとしました。

(意見 136)

他のパブリックコメントでは学習会や説明会があることもあります。今回も必要だったと思います。

(市の考え方)

今回の基本構想の中間見直し(素案)については、8月19日から9月18日までパブリックコメントを実施した他、8月23日・24日の2日間で、市内4か所において市民意見交換会を開催しました。また、その周知については、広報紙をはじめ自治会連絡協議会やFM放送、関係団体への郵送などさまざまな媒体の活用を実施しました。

(意見 137)

他のパブリックコメントでは、説明会お知らせ紙や説明会の資料にその概略書を配布しわかりやすくなるよう努めているものもあります。

(市の考え方)

市民の皆さまから多くの意見をいただけるように、資料の作成については、今後もわかりやすい資料作成に取り組んでいきます。

(意見 138)

当基本構想の審議会があると聞いておりますが、その審議内容を情報公開したうえでパブリックコメントした方がよかったのではないのでしょうか。

(今回のパブコメに資料として審議内容・情况及び見直し(素案)の概略添付)

(市の考え方)

ご意見にありますように、今回の基本構想の中間見直しについては、総合計画審議会において審議していただき、その結果を踏まえたものを、見直し素案としてパブリックコメントを実施したものです。総合計画審議会の議事録については、予定より遅れていますが、準備ができ次第、順次公表させていただきます。

(意見 139)

パブコメ実施知らない人もいますし、提出者も少ないようなので、そのPR(啓発)も必要では。

(意見 140)

パブコメ未実施の市・当市よりも実施が少ない市、色々あると思いますが、パブコメ

期間等も含め見直しを検討してもらいたい。

(市の考え方)

パブリックコメント手続の実施にあたっては、計画等の案を市政モニターの皆さまにお送りするとともに、広報紙やホームページへの掲載、公共施設への配布、報道機関への発表等の方法により、できるだけ広く市民の皆さまへお知らせするよう努めます。

また、パブリックコメント手続等制度の見直しについては、市民参加条例の施行状況を検証し、その結果に応じて必要な措置を講じていきます。

その他の意見（５件）

その他５件のご意見をいただきました。